

第4期 伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画

伊予市しあわせの まちづくり計画

(2023年度~2027年度)



令和5年3月
伊予市
伊予市社会福祉協議会

はじめに

地域福祉を取り巻く課題は、少子高齢化や核家族の増加、価値観の多様化などにより私たちを取り巻く環境が大きく変化する中、顕在化しにくい社会的孤立の問題などを含め、複雑かつ高度化しています。

こうした状況の中、国は、制度、分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら自分らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を進めていくこととしています。



伊予市では、これまで「一人ひとりの住民が、その人らしく、安心して生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり」の基本理念のもと、平成21年に第1期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画を策定し、その後第2期を経て、平成30年3月に5年間の計画として新たに第3期計画を策定し、地域福祉事業の充実に取り組んでまいりました。

第4期計画では、令和3年4月に施行された社会福祉法を踏まえるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の視点「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものとし、様々な立場の方の協力を得られるよう構築している「地域包括ケアシステム」をさらに充実したものになるよう策定いたしました。

地域福祉を進めていくためには市民の皆様をはじめ、各関係機関の皆様と協働していくことが不可欠です。社会福祉協議会とも連携しながら、「3万人が住み続けたくなるまちづくり」を目標に、適切かつ効果的な事業実施に努めてまいりますので、市民の皆様には、住民同士の助け合い・支え合いという「地域福祉」の趣旨をご理解いただき、地域福祉の課題を「我が事」として捉え、地域共生社会の実現に向け、できることから実践していただきたいと存じます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご意見・ご提案をいただきました伊予市地域福祉計画策定審議会委員の皆様をはじめアンケート調査や懇談会などご協力を賜りましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

伊予市長 武智邦典

ごあいさつ

伊予市社会福祉協議会では、「一人ひとりの住民が、その人らしく、安心して生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり」を基本理念として、みんなで考え、話し合い、協力しながら、地域が抱える様々な福祉問題を解決していく取組を進めています。

近年、人口減少や少子高齢化の進行する中で、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、ひとり暮らしの高齢者が今後ますます増えていくことが見込まれています。また、個人のライフスタイルや価値観の多様化、災害や新型コロナウイルス等の感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境も大きく変化してきている中で、8050問題、児童や障がい者などへの虐待、社会的孤立など、地域住民が抱える福祉課題は複雑化・複合化し、制度の狭間への対応も求められています。

この様な状況の中で住民・関係機関・団体等が協働して地域福祉を推進していくための指針となる「第4期伊予市地域福祉活動計画」を策定しました。

第3期の活動計画を振り返り、地域が抱える様々な福祉課題を解決するための目標や具体的な取組を示すとともに、国が進める「地域共生社会」の実現や、SDGsの目指す「誰一人取り残さない」持続可能で多様性・包摂性のある社会の方向性・考え方も参考に、本市の地域福祉の推進に取り組むこととしております。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定審議会委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただきました関係機関・団体や市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 伊予市社会福祉協議会

会長 上本昌幸



目 次

伊予市地域福祉計画

第1章 地域福祉計画策定の趣旨

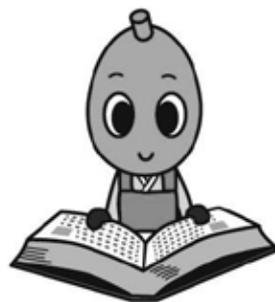
1	計画策定の背景	1
2	地域共生社会の実現	2
3	計画の位置付けと期間	4
	(1) 計画の位置づけ	4
	(2) 計画の期間	4
4	計画の策定方針と体制	6
	(1) 計画の策定方針	6
	ア 住民の参加	
	イ 計画策定の過程を重視	
	ウ 住民と行政の協働	
	(2) 計画策定の体制	7

第2章 地域社会における現状と課題

1	社会の変化	8
2	福祉・医療施策の動向	9
3	福祉施策の方向性	10
	(1) 包括的な支援体制の整備	10
	(2) 持続可能なまちづくりの推進（SDG s の推進）	17
	(3) 成年後見制度利用促進	17
4	地域における多様な福祉課題	22
	(1) 再犯防止推進	22
	(2) 孤独・孤立対策	23
5	伊予市の現状	24
6	アンケートから見る地域社会の現状	28
	(1) 「地域」の範囲について	28
	(2) 地域のつながり（コミュニティ）の現状	29
	(3) ご近所の方との関係について	30
	(4) 今後のご近所付き合いの程度	31

第3章 基本理念と基本目標・推進取組

1 基本理念	32
2 基本目標	33
3 推進に向けた施策	34
基本目標1 「地域福祉」を支える人づくり	
(1) 「思いやり」を育てよう	35
(2) 人材の育成	37
基本目標2 地域でつながる仕組みづくり	
(1) 地域コミュニティの形成	39
(2) 防災・防犯・交通安全体制の充実	41
基本目標3 誰もが暮らしやすい環境づくり	
(1) 暮らしやすい生活環境の整備	43
(2) 元気に暮らせる環境の整備	45
(3) 生活困窮者への支援	47
基本目標4 福祉サービスを推進する基盤づくり	
(1) 相談支援体制の充実	49
(2) 情報提供の充実	51
(3) 福祉サービスの充実	53
(4) 地域福祉ネットワークの構築	55
(5) 利用者の保護・権利擁護	57
成果指標	59



伊予市地域福祉活動計画

1	地域福祉の基本的な考え方	62
2	地域共生社会の実現に向けて	62
3	計画の目的と位置づけ	63
4	伊予市社協の今後の方向性	64
5	基本理念と基本目標	65
6	基本目標達成に向けた取組	66
	(1) もっと知ろう、知らせあおう	66
	(2) 仲間を増やし支えあおう	68
	(3) いつまでもここで暮らそう	69
	(4) より良い支援をすすめよう	71
	(5) みんなで力を合わせよう	74
7	市内6地区社協における地区の状況	76
8	しあわせのまちづくり懇談会の実施	82
	(1) 目的	82
	(2) 懇談会実施状況	82
	【懇談会のまとめ】	83
	こんな風に暮らしたい	83
	こんな地域に住みたい	86
	生活の中で困っていること	90
	私に、今、できること	93
9	しあわせのまちづくり懇談会を踏まえた今後の対応	97

資料編

1	計画策定の経過	98
2	伊予市地域福祉計画策定審議会条例	99
3	伊予市地域福祉活動計画策定審議会設置要綱	101
4	伊予市地域福祉計画（地域福祉活動計画）策定審議会委員名簿	103
5	市民アンケート調査結果	104
6	民生委員・児童委員アンケート調査結果	140
7	伊予市避難行動要支援者避難支援全体計画（抜粋）	160

伊予市地域福祉計画



伊予市

第1章 地域福祉計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

少子高齢化、核家族の増加、生活様式や価値観の多様化などにより、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

一方で、少子高齢・人口減少により、多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

国においては、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来との関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められており、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する体制を構築するため、令和2年社会福祉法等の一部を改正し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、重層的な支援体制の整備が推進されています。

また、令和元年持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を改定し、その後「SDGsアクションプラン2020」を策定し、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現につなげる具体的な取組が盛り込まれており、市町村においてもSDGsの達成に向けて各種取組の促進が求められています。

その他にも、成年後見制度の利用促進に関する法律では、成年後見制度について、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさの調和等の取組が求められており、再犯の防止等の推進に関する法律では、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ、再犯防止を目的としてその基盤となる体制整備に向けた施策が求められています。

さらに、世界中で、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、感染防止のための新しい生活様式が打ち出され、人と人との距離を取ることを。多人数で集まることを避け、接触する機会を減らすことが求められるようになりました。

その結果、これまで進めてきた、様々な地域活動や支援の自粛が求められ、社会的孤立、高齢者の活動低下による虚弱化等新たな課題が浮き彫りになりました。こうした状況が続くことで、改めて人と人とのつながり、交流の重要性が再認識されています。

感染症による新しい生活様式が示されたことにより、これまでのつながりは絶やさず、新たなコミュニケーション方法として、インターネット等の活用を含めた支援の在り方を考えていく必要があります。

本市では、このような社会構造の変化を背景に、顕在化しにくい問題、生活に困難を抱えながら、誰にも相談できない人、制度の狭間で適切な支援に結びつかない人の困りごとを支援すべく、令和元年「福祉まるごと相談窓口」を開設し、包括的支援体制の構築を図ることで、関係機関との連絡調整や支援体制の整理に努めています。

福祉施策の推進につきましては、平成 21 年 3 月「伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画（以下伊予市しあわせのまちづくり計画）」を策定し、その後、検証を経て第 2 期、第 3 期の計画を策定し、地域福祉施策を推進しています。

そして今回、「重層的支援体制整備事業」の趣旨、持続可能な開発目標（SDGs）の視点「誰一人取り残さない」社会の実現等を踏まえ、これまでの計画の検証・見直しを経て、「第 4 期伊予市しあわせのまちづくり計画」を策定することとしました。

2 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民

一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会といわれています。

少子高齢化、核家族化の進行をはじめ、変化していく社会構造を背景に、人とのつながりが希薄化していく中、様々な地域生活課題を抱えながらも、誰もが住み慣れた地域の中で、豊かな人間関係や社会関係を基盤として、お互い助け合い、支え合いながら自分らしく暮らしていけるよう地域福祉を推進するために、『公的支援』と『地域づくり』の仕組みの転換が求められます。

「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

地域の中には、日常生活における様々な課題や困難があります。それらの解決方法を一緒になって考え、支え合う仕組みが必要になっています。

そこで、個人や家族が解決する「自助」、近隣の助け合いや支え合いで解決する「互助」、被保険者相互の負担による介護保険に代表される社会保険制度等によって支え合う「共助」、行政等が公的支援で解決する「公助」の4つの「助」の考え方が大切になってきます。これまでは「自助」「互助」を基本としてきましたが、個人や世帯が抱える課題が複雑化、多様化する中で、4つの「助」が地域の実情に合わせ、相互に連携し、バランスを取り合いながら互いの関わりによって支え合いより良い解決策を見出していくこととなります。

3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」と社会福祉協議会の定める「地域福祉活動計画」とを一体的に策定するものです。

伊予市の地域福祉計画は、上位計画である「第 2 次伊予市総合計画後期基本計画」に掲げる「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」の理念のもと、基本目標の一つである健康福祉都市の創造の内容を踏まえ、地域住民の参加・協力を得て、地域共生社会の実現を目指し、総合的かつ計画的な施策について策定するものです。

また、伊予市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、伊予市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、伊予市子ども・子育て支援事業計画、伊予市健康づくり・食育推進計画、伊予市自殺対策計画などの既存計画との整合性を保ち、市が策定する他の計画との連携のもとに策定します。

伊予市地域福祉計画と他の個別計画や施策の対象分野が重なる部分については、地域福祉の観点から、総合的かつ横断的な体系として施策を推進するものとします。

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画と共通の理念を持ちながら役割分担し、行政や住民と協働しながら地域福祉の推進活動を行うための計画です。そのためには、民間福祉の立場から、より幅広い地域福祉関係者の参加と連携が必要です。

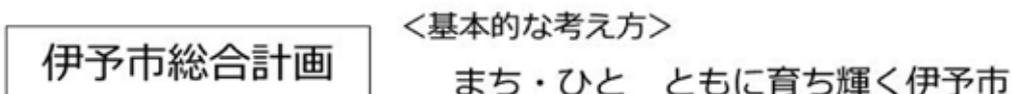
本計画は、地域福祉の連携をより実効性・継続性のあるものとするために、行政と社会福祉協議会、地域住民とが協働して一体的に取り組むものです。同時に、伊予市に住む一人ひとりの住民が、その人らしく、安心して生き生きと暮らすことのできるまちを目指して、本計画の名称を「しあわせのまちづくり計画」としています。

(2) 計画の期間

計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

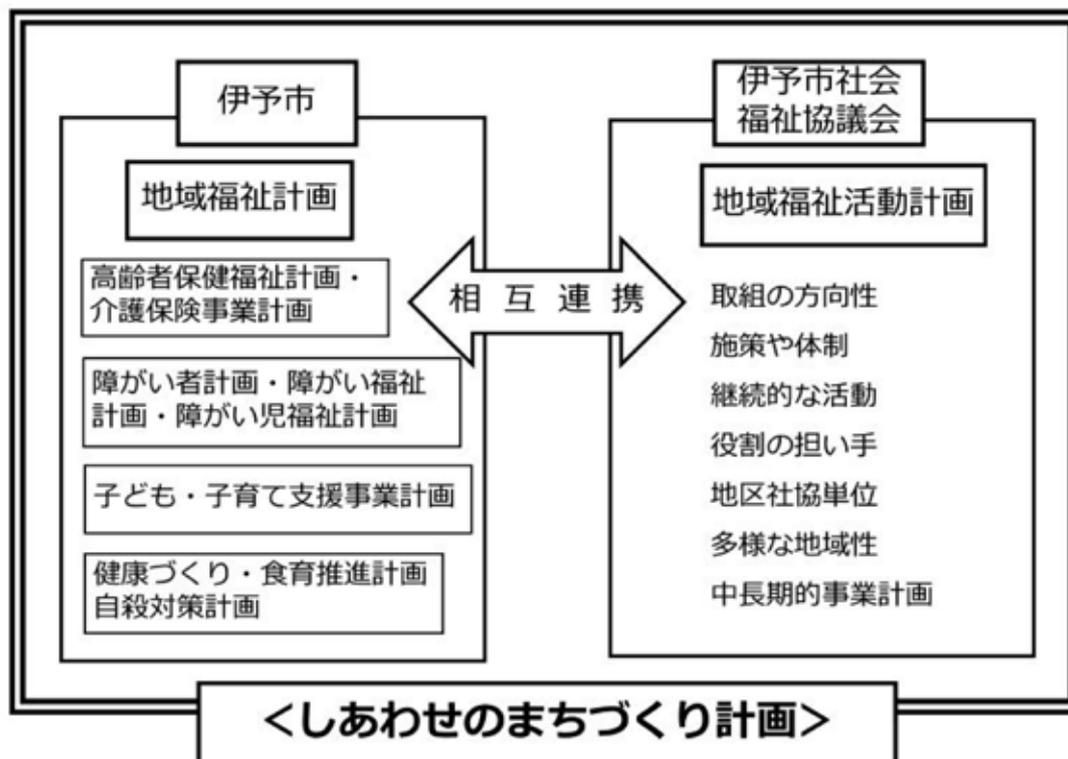
また、社会状況の変化により、計画期間中であっても必要な見直しを行うこととします。

計画の位置付け

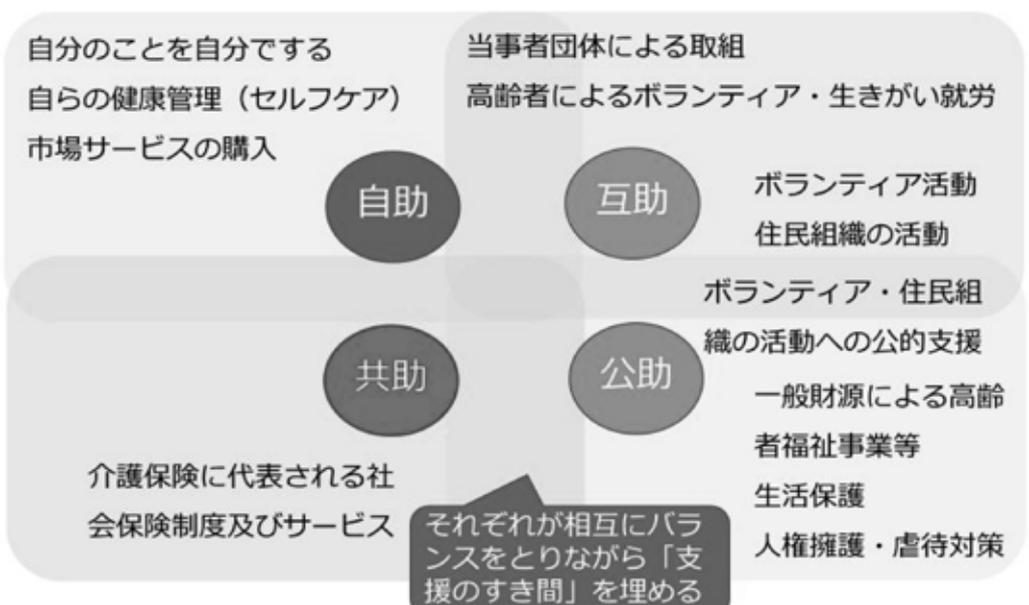


未来戦略 1 3万人が住み続けたくなる環境をつくります

基本目標 2 健康福祉都市の創造



「自助」「互助」「共助」「公助」による地域推進のイメージ



4 計画の策定方針と体制

(1) 計画の策定方針

地域福祉計画は、伊予市全体で地域福祉を推進するために策定しますが、住民一人ひとりが身近に感じられる福祉を目指すため、地域の特性にも着目し、「大平地区」「中村地区」「郡中地区」「上野地区」「中山地区」「双海地区」の6地区に分け、それぞれの地域ごとに生活に密着したニーズを捉え、それらを集約し、計画に活かしていくことにしました。

また、策定に当たっては、「住民の参加」「計画策定の過程を重視」「住民と行政の協働」を基本として進めることとしています。

このことは、伊予市総合計画において基本目標としている「参画協働推進都市の創造」へも深くつながっていきます。

ア 住民の参加

地域の住民が相互につながりを持ち、共に支え合う仕組みは、多くの地域において既に構築されています。その一方、核家族化や、少子高齢化、過疎化などの社会情勢の変化に伴い、地域のつながりが薄れてきて、今までの仕組みを続けていくことが難しい地域も現れています。

今回の地域福祉計画の策定においては、人と人とのつながりをもう一度見直し、一人でも多くの住民が参加できるよう、新たな生活様式にも対応しうる仕組みを目指します。

イ 計画策定の過程を重視

第1期から第3期までの計画策定の中で実施した、市民アンケートは、多様な住民の声を計画の中に取り入れ、かつ公開することを目的とし、自由回答欄の記載は、原則全てを計画内に掲載しました。

また、第3期には、地域の現状をよく知り、より住民に近い立場で活動されている民生委員・児童委員(以下民生児童委員)へのアンケートを実施しました。

今回の計画についてもこれまでの方針同様市民アンケート(無作為抽出により2,000人対象)、民生児童委員アンケート(102人)を実施しました。

コロナ禍ではありましたが、伊予市の現状と課題を住民の立場から明らかに

することを旨として、「大平地区」「中村地区」「郡中地区」「上野地区」「中山地区」「双海地区」の各地区で「地区懇談会」を行いました。

これからの福祉の向上を進めていくためには、行政だけに任せるのではなく、まずは、地域住民自らが主体となって地域づくりに関わっていくことが大切です。

そのためにも、参加された方々に「10年後の私の暮らしを考えてみよう」と地域の問題点や、課題解決に向けた活動を考えていただきました。

また、懇談会の運営に当たっては、社会福祉の現場で様々な経験を積んだ社会福祉協議会の職員がフォローしながら参加者の意見を引き出すことにしました。

ウ 住民と行政の協働

「地区懇談会」では、地域住民の話し合いの中に、行政職員も加わる形式をとり、地域住民の一人として、一緒に地域課題や課題解決について話し合いました。地域課題を共有し、住民と行政が共に働きながら地域を良くしていくため、互いに協働していくことを共通認識しました。

(2) 計画策定の体制

本計画を策定するに当たり、市民公募委員1人をはじめ、市民団体(地縁団体、ボランティア団体、高齢者団体)関係者、福祉(高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、社会福祉)関係者、教育関係者、学識経験者、行政関係者の各分野から委員を選任し、「伊予市地域福祉計画策定審議会・伊予市地域福祉活動計画策定審議会」を設置しました。

また、地域住民との協働を基礎として計画策定を一体的・総合的に進めるため、行政と社会福祉協議会とが緊密に連携する体制を組みました。

さらに他の生活関連分野と連携するため、今後も市民福祉部(社会福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、母子福祉及び健康増進担当課)を中心に行政内部の関連部局(各保険制度、環境衛生、交通、防災など)との調整を行うこととしています。

第2章 地域社会における現状と課題

1 社会の変化

近年の少子高齢化や核家族の増加、ライフスタイルや価値観の多様化により私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。出生率の低下や高齢化率の上昇だけでなく、若年者の減少や流出によって地域社会の構成員が減少し、特に過疎化の激しい地域においては、いわゆる限界集落^{※1}・準限界集落^{※2}の問題が生じています。

また、暮らしの基本であった家族内の助け合いの仕組みも、核家族化や単身世帯の増加によって、これまでのような支えが期待できなくなっています。地域社会においても、かつての「ご近所同士」の人間関係が作られにくくなっており、地域の支え合い関係が希薄化しています。

そのような中、人々の抱える生活課題は複雑化、複合化しており、高齢の親が独身無職等の子どもの生活を支える「8050 問題」や大人が担うような家族の家事や介護を子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー問題」など、公的な福祉サービスにつながりにくい問題や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や社会環境の変化により、社会とのつながりや助けがない、望まない孤独を感じているといった「孤独・孤立」の問題など新たな社会的課題も生じています。

これらの課題は、公的な福祉サービスや一つの分野だけでは解決しにくいため、「地域に住む全ての人が、住み慣れた地域の中で、自分らしく生き生きと暮らせるために、ともに支え合う」という考えである「地域福祉」の充実が重要となっています。

※1 集落人口の半分以上が 65 歳以上で構成されており、冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難になっている集落を指します。将来的に人口が激減し、農地や家屋の管理、お墓の維持、産業の後継者問題、地域の文化や伝統行事など、さまざまな問題を生じると言われています。

※2 集落人口の半分以上が 55 歳以上で構成されており、現在は共同体の機能を維持しているが、跡継ぎの確保が難しく将来的に限界集落となることが危惧される集落を指します。

2 福祉・医療施策の動向

社会福祉の分野では、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2年に公布されました。その中で、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。

また、平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが提唱されています。

高齢者福祉の分野については、地域の実情に応じて、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。さらに、介護保険制度改革において、「地域共生社会の実現と2040年への備え」を念頭に、地域包括ケアシステムの推進に加えて、介護予防・地域づくりの推進、認知症施策推進大綱にもとづき「共生」・「予防」を車の両輪として総合的に推進する認知症施策、介護現場の革新などに向けて、制度の持続可能性確保のための見直しを不断に実施することとしています。

障がい者福祉の分野においては、平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、制度の谷間のない支援提供や法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められています。さらに、平成30年4月には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障がい児福

祉計画を策定することとなっています。

児童福祉の分野においては、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、社会全体で子ども・子育てを支えるという考えのもと、「子ども・子育て支援制度」がスタートしました。市町村が実施主体となって、地域の特性やニーズに合った柔軟な制度運用をすることで、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大と確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい社会を形成することが求められています。

3 福祉施策の方向性

近年の福祉は、多様な広がりと変化を見せていますが、特に最近の福祉施策は、次のような方向性を示しています。

本市においても、この趣旨に則り、計画を策定します。

(1) 包括的な支援体制の整備

令和 2 年 6 月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）」により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、市町村は、重層的支援体制整備事業を行うことができること（第 106 条の 4）が規定されました（令和 3 年 4 月施行）。

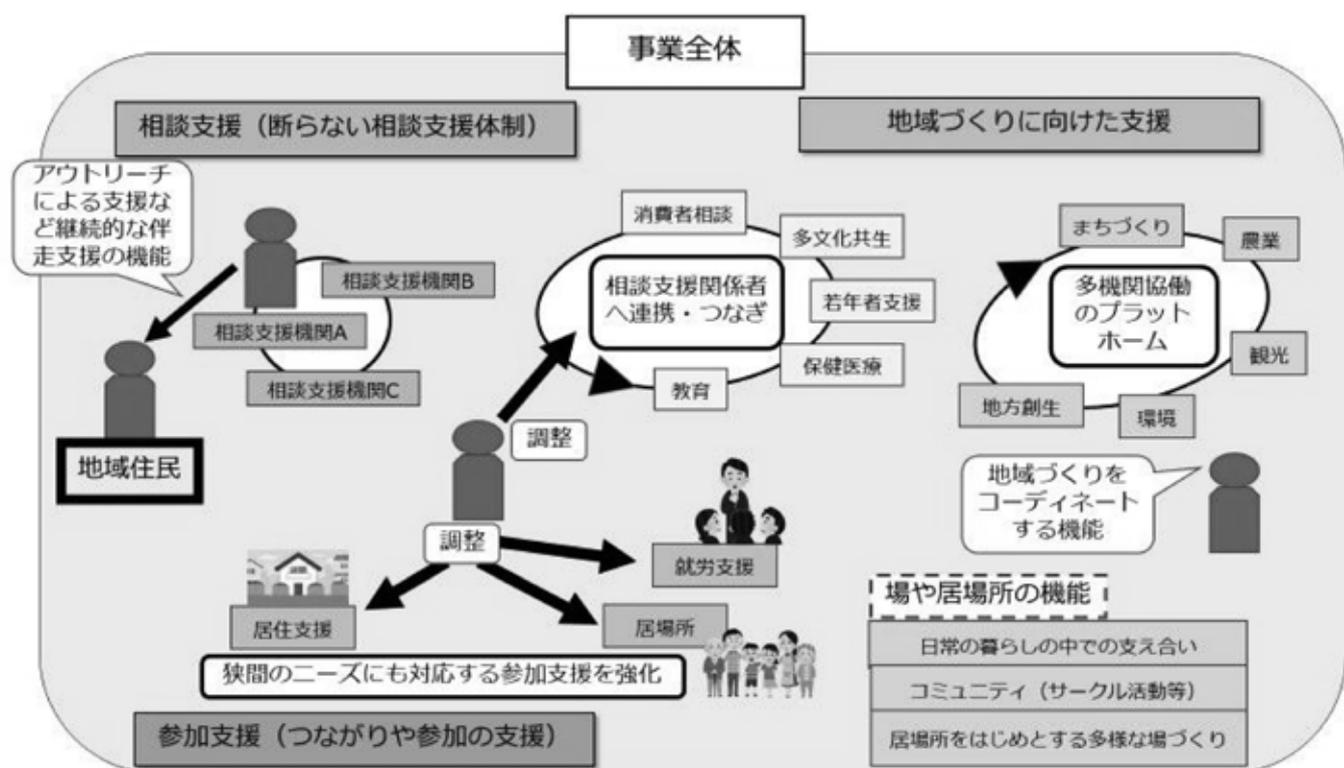
ア 重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されました。

社会福祉法に基づく新たな事業「重層的支援体制整備事業」の創設

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。

イ 重層的支援体制整備事業の概要



アウトリーチとは・・・支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける過程

<p>相談支援</p>	<p>介護（地域支援事業）、障がい（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、対象者の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施する。</p> <p>以下の2つの機能を強化</p> <p>(1)多機関協働の中核の機能（対象者を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）</p> <p>(2)個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチ等も含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能</p>
<p>参加支援</p>	<p>介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施する。</p> <p>長く社会とのつながりが途切れている者に対しては、性急な課題解決を志向せず段階的で時間をかけた支援を行う。</p>
<p>地域づくり</p>	<p>介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障がい（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施する。</p>

ウ 重層的支援体制整備事業関連事業の取組

包括的相談支援事業

(各相談支援機関の事業概要等)

(ア) 地域包括支援センターの運営

介護予防・日常生活支援総合事業として、通所型サービス及び訪問系サービスを実施。これらを利用する方のマネジメントを行っています。

地域の高齢者に関する困りごとについて、気軽に相談できる窓口として機能しています。

高齢者の権利擁護に係る相談や、地域の方を対象としたセミナーを開催し、周知を図っています。

主任ケアマネジャーによる月1回の定例会を起点に市内のケアマネジャーや介護保険事業者を対象にした連絡会を開催しています。

また、定期新聞の発行等、地域のケアマネジャーの支援を行っています。

(イ) 障害者相談支援事業

市内3カ所の障害者相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用援助、権利擁護等各般の問題について必要な援助を行っています。

(ウ) 利用者支援事業

子どもや保護者、妊娠している方が教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるようにポスターやリーフレット等を作成し、広報・啓発活動を行っています。相談窓口としては、市及び関係機関に出張窓口を設け、必要な情報を提案したり、適切な専門機関を紹介したりしながら相談支援を行っています。

(エ) 自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、広く相談を受け、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に支援を行っています。

(オ) その他の取組

「福祉まるごと相談窓口」・・・どこに相談していいか分からない、福祉に関する複合的な問題について、市役所に設けた福祉まるごと相談窓口で、相談を受け、課題を整理して、関係機関へ連絡し、スムーズに支援につながるようサポートしています。

参加支援事業

社会とのつながりを作るため、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートして、本人や世帯のニーズや状態にあった支援メニューを作り、支援を行います。

地域づくり事業

(各地域づくり支援拠点の事業概要)

(ア) 一般介護予防事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を支援しています。

ふれあいいいきいきサロン事業 (63 カ所)

伊予市高齢者生きがい活動センター (3 カ所)

(イ) 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO 法人、民間企業、社会福祉協議会、地縁組織、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図ることを目的としています。

第1層協議体(伊予市全体) 1カ所設置、第2層協議体(郡中、南山崎、北山崎、南伊予、中山、双海) 6カ所設置

定期的な情報の共有・連携強化の場としての協議体を設置し、参加者の思いや困りごと、現状などについて話し合い、地域づくりについて検討しています。

(ウ) 地域活動支援センター事業

在宅の身体障がい者、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）を対象に通所にて創作的活動、生産活動の機会の提供を図り、社会との交流の促進、地域生活支援の促進を図っています。

(I) 地域子育て支援拠点事業

伊予市子育て支援拠点「あおぞら」にて、未就学児までの親子を対象に、遊びの場の提供や多様な育児講座、クラブ活動を実施し、関係機関と情報共有しながら子育ての応援をしています。

(オ) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組み作りを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の増進を図る事業です。

⇒現在、未実施のため、実施に向けた取組を行っています。

伊予市で行う重層的支援体制整備事業は、新たな窓口等を作るわけではなく、市全体の支援関係機関が既存の取組を活用して、「包括的な支援体制を構築することによって、「地域共生社会」の実現をめざすものです。

本市では、現在、重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制を整えるため、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施しており、重層的支援体制の整備に向けて取り組んでいます。

「福祉まるごと相談窓口」の設置や包括化推進会議の開催により「多機関協働事業」による相談支援体制の構築を進めています。

また、「アウトリーチ支援事業」として、現在、市内（郡中、中山、双海）で行っている出張相談の拡充や、「参加支援事業」として、誰でも参加できる居場所、就労前の社会参加の居場所について、これらの体制をさらに充実していくための施策に取り組んでいます。

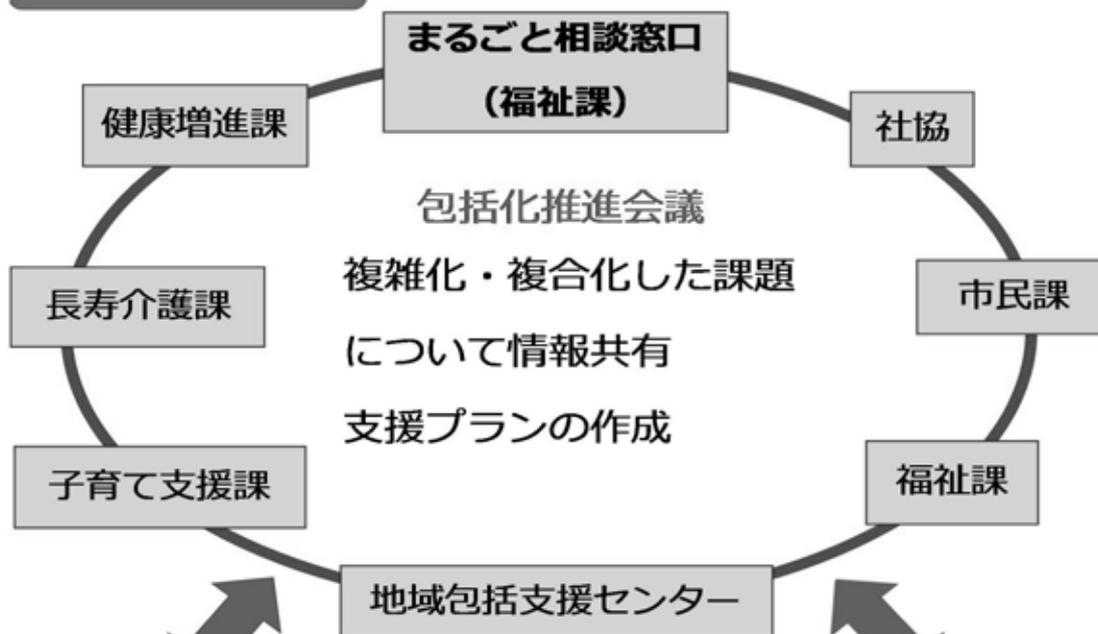
伊予市版重層的支援体制整備事業



相談

各相談機関で相談を受け止め、課題の把握。各機関だけでは解決できない課題を「福祉まるごと相談窓口」で集約

多機関協働事業



参加支援事業

- ・誰でも参加できる居場所
- ・就労前の社会参加としての居場所

アウトリーチ支援事業

出張相談等により支援が届いていない人に支援を届ける

地域づくり

- ・地域介護予防活動支援事業・生活支援体制整備事業・地域活動支援センター事業・地域子育て支援拠点事業・生活困窮者支援等のための地域づくり事業

(2) 持続可能なまちづくりの推進（SDGsの推進）

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された（SDGs（Sustainable Development Goals））は、先進国を含む国際社会全体の持続可能な開発目標です。SDGsは、貧困、飢餓、健康・福祉、教育など 17 の目標から構成されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。



(3) 成年後見制度利用促進

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）を策定しました。成年後見制度利用促進基本計画では、県や市町に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示されています。

成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、その他精神上的の障がい等により、自分ひとりで判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、被後見人の身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守りつつ、生活を支援する制度です。

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）を策定しました。

国が策定する成年後見制度利用促進基本計画では、県や市町に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示されたことから、本市においても成年後見制度の認知度の向上と、支援が必要な人を適切に成年後見制度に繋ぎ、市民の権利が守られる地域づくりを目指し、上位計画に位置付けられる伊予市総合計画と調和し、体系上の関連計画である伊予市地域福祉計画内において、伊予市成年後見制度利用促進基本計画を整備することとしました。

成年後見制度の概要

成年後見制度は、家庭裁判所への手続きにより成年後見人・保佐人・補助人を選任することで、被後見人の誤った判断による行為を取り消すことなどで、本人の判断能力を補うものであり、大きく任意後見制度と法定後見制度に分けられます。

任意後見制度

本人の判断能力に問題がないうちに、将来に備えて支援をお願いしたい人と、お願いしたい内容を公正証書によりあらかじめ契約を結んでおき、判断能力が低下した際に家庭裁判所に申し立てを行い、任意後見監督人が選任されることで本人の意向に寄り添う支援が行われる制度です。

法定後見制度

既に判断能力が不十分な人を家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が支援する制度です。

法定後見制度は本人の判断能力状態に応じて 3 つのタイプがあります。

- (1) 補助・・・本人の判断能力が不十分な人
- (2) 保佐・・・本人の判断能力が著しく不十分な人
- (3) 後見・・・本人の判断能力がない状態の人

利用促進に向けた取り組み

本市では、成年後見制度の利用を促進するために、地域福祉計画の策定期間内において権利擁護支援体制の整備を段階的に進めます。

- ① 相談・対応体制の充実 ～福祉まると相談窓口の利活用～
- ② 支援体制の充実 ～制度整備、情報の適切な管理～
- ③ 支援制度利用の充実 ～様々な立場から支援を提案できる連携体制の確立～
- ④ 制度理解の促進 ～理解促進による不正防止と積極的な関わり合い～

支援を必要とする人の発見及び持続的支援を可能にする相談・対応体制の充実

地域において、支援の必要な人の発見に努め、様々な支援制度を提案するなど、本人に必要な支援に結び付けるため、本市が先進的に取り組んでいる福祉まると相談窓口を活用します。

どこに相談したらよいか分からないときは
福祉まると相談窓口に
ご相談ください



世帯で
いろいろな問題を
抱えている・・・

親の介護と
子育ての両立が
むずかしい

- 相談員がお話を聞き、さまざまな関係機関と連携して、一緒に考え、解決に向けてお手伝いをします。
- ご家族や、まわりの方々からのご相談も受け付けています。

ほろほろ、いよし。
伊予市

相談支援の流れ

- ① まずはご相談ください
- ② 困りごとの整理
- ③ 問題解決の方法を一緒に考えます
- ④ 関係機関と一緒に支援します
- ⑤ 問題解決

福祉まると相談窓口

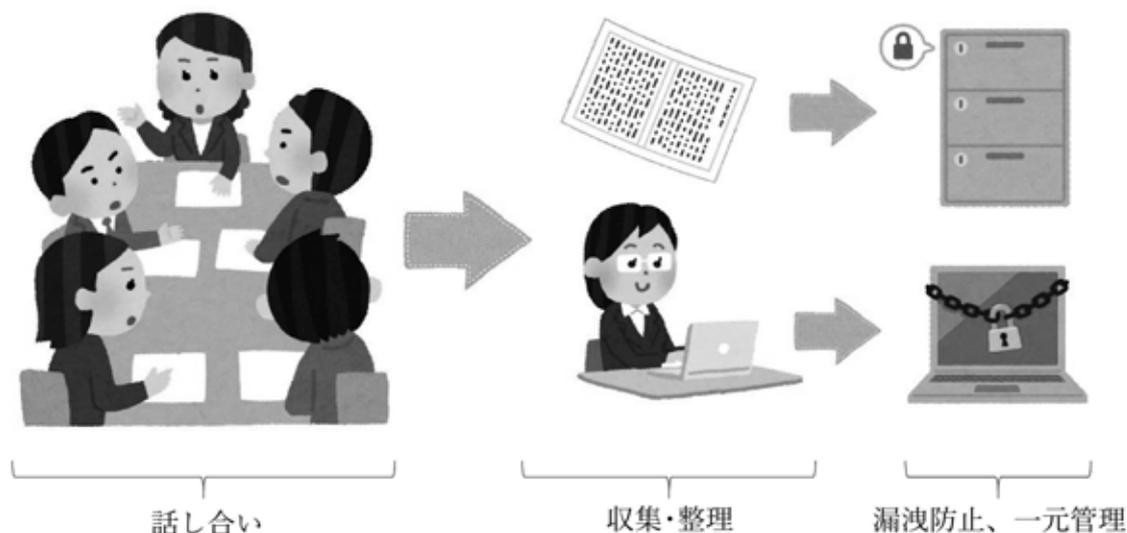
- 受付時間：月曜日～金曜日
8時30分～17時まで
(祝日および年末年始は除く)
- 開設場所：伊予市役所1階 福祉課窓口
(伊予市米湊 820番地)
- 電話番号：089-982-7330
(伊予市役所 福祉課)

相談無料

専門の窓口や支援機関が分かっている方は、
今までどおり直接そちらへご相談ください。

意思決定支援・身上保護を重視した制度運用に資する支援体制の充実

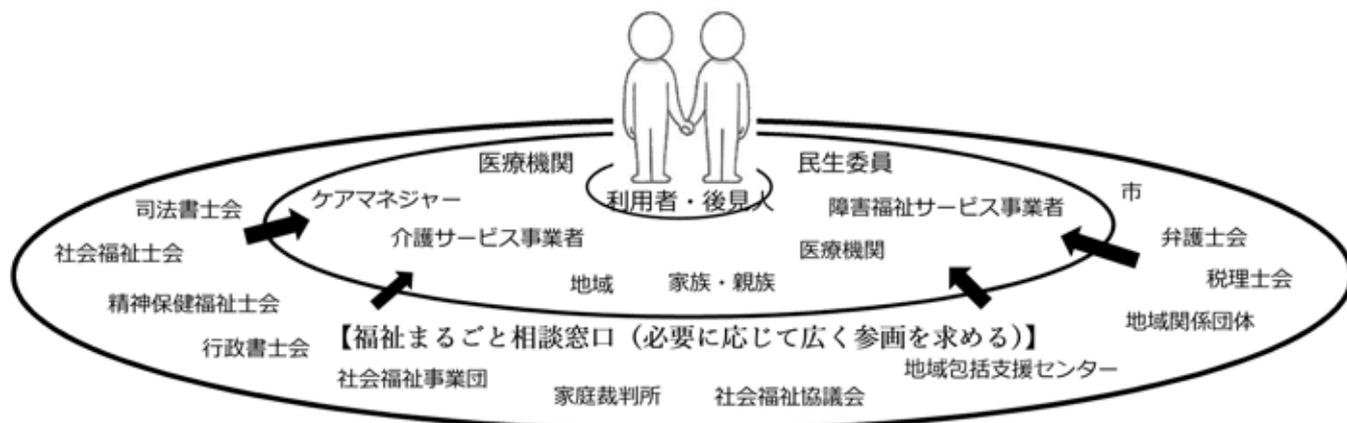
福祉まるごと相談窓口を活用した相談対応体制により、きめ細やかな支援を実現すると共に、成年後見制度を利用した支援を行う場合には、福祉まるごと相談窓口において対応した関係機関や関係者が継続して支援を行うことができるよう、必要な制度整備を行います。また、福祉まるごと相談窓口において入手した情報は個人情報として適切な管理を行うほか、必要に応じて支援を継続・再開できるように、情報の一元管理を行います。



関係機関の連携による適時、適切な支援制度利用の充実

支援を必要としている人に普段から関わるなど、本人の様子を良く知る人・組織が本人の変化を感じ取り、福祉まるごと相談窓口など、各種支援にいち早く繋げられるよう、日頃から支え合う体制づくりに努めます。

また、成年後見制度利用の促進のみならず、支援を必要とする人に対して様々な支援を提案できる体制を構築するため、児童福祉・高齢者福祉・障がい者福祉などの専門知識を有する者のほか、法律や地域の専門職に携わる者など、必要に応じて広く参画できるように、必要な制度整備を行います。



成年後見制度の理解促進に向けた役割の明確化

成年後見制度について広く市民理解を進めることで、後見人等による不正行為の未然抑止が期待されるほか、地域ぐるみで被後見人を支え合う風土の醸成に繋がっていきます。

(例)

- ・パンフレット等の配布や掲示
- ・研修会等への参画
- ・各種イベント等での広報及び啓発

また、市民・関係機関・市が、それぞれの役割を明確にすることで、成年後見制度をより身近に感じてもらい、我が事として積極的に関わらうことのできる地域づくりに努めます。

(成年後見制度の利用促進を推進するために期待される主な役割)

市民	成年後見制度を含む権利擁護関連事項への関心と、市民向け講座等への参加による適切な知識の習得に努める。
関係団体	地域の権利擁護に関する要望の把握と、支援が必要な人に対する、福祉まるごと相談窓口との連携をはじめ、適切に対応する。 市や社会福祉協議会との連携による利用者及び家族に対する、継続した支援対策を検討する。
市・市社会福祉協議会	成年後見制度の普及啓発、権利擁護ニーズに迅速かつ適切に対応する。 権利擁護に関する課題等の集約と、解決に向けた方策を検討する。 関係機関との連携による情報や認識の共有による、対応力の強化を目指す。

4 地域における多様な福祉課題

これまで見てきたように、人々の抱える生活課題は複雑化、複合化しており、公的なサービスにつながりにくい問題や、新たな社会的課題も生じており、公的な福祉サービスや一つの分野だけでは対応が困難なケースが浮き彫りになっています。課題を地域で共有しながら解決に向かっていく仕組みを作り上げることが大切です。

(1) 再犯防止推進

国は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成 28 年 12 月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）に基づき今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ、再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月閣議決定）が策定されました。また、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう務めることとされていることから、本計画内において地方再犯防止推進計画を整備することとしました。

国の再犯防止推進計画 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

(2) 孤独・孤立対策

国において、孤独・孤立対策の重点計画（令和3年12月）が策定されました。職場、家庭、地域で人々が関わり合い、支え合う機会の減少によって生きづらさや孤独・孤立が生まれる社会的背景において、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会に内在していた孤立・孤独の問題が顕在化、あるいは深刻化し、人と人との関係性やつながりが希薄化しつつあります。

この計画は孤独・孤立の解消に社会全体で取り組み、当事者や家族等の立場に立った施策を推進することで、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを推進することを、策定の主な趣旨としています。

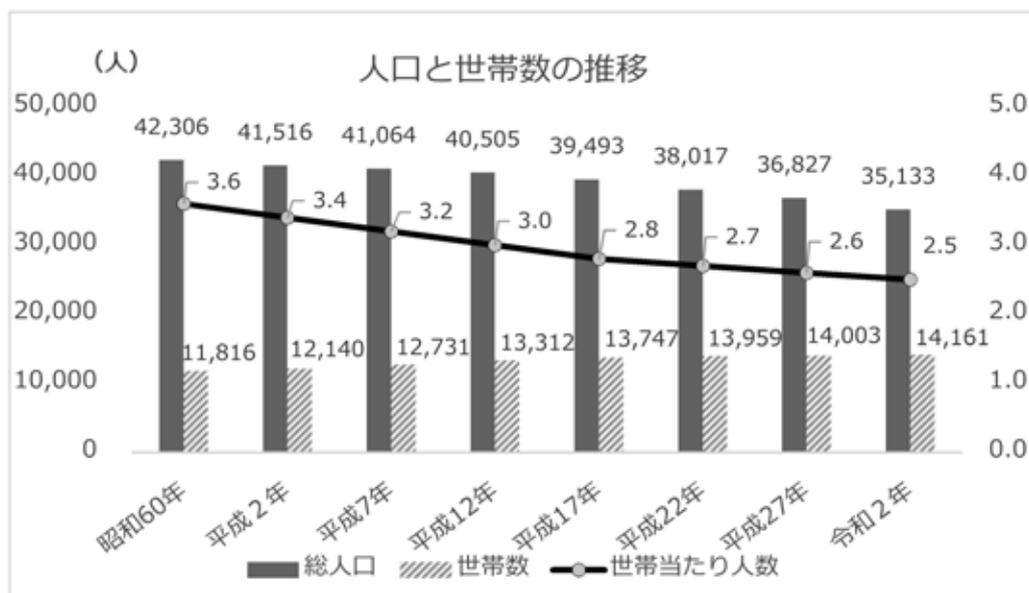
「孤独・孤立対策の重点計画」の基本理念
1 孤独・孤立双方への社会全体での対応
2 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
3 人と人とのつながりを実感できるための施策の推進
「孤独・孤立対策の重点計画」の基本方針
1 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。
2 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる
3 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行う
4 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPOとの連携を強化する

資料：内閣官房「孤独・孤立対策の重点計画」（令和3年12月28日「孤独・孤立対策推進会議」決定）より作成

5 伊予市の現状

(1) 人口及び世帯

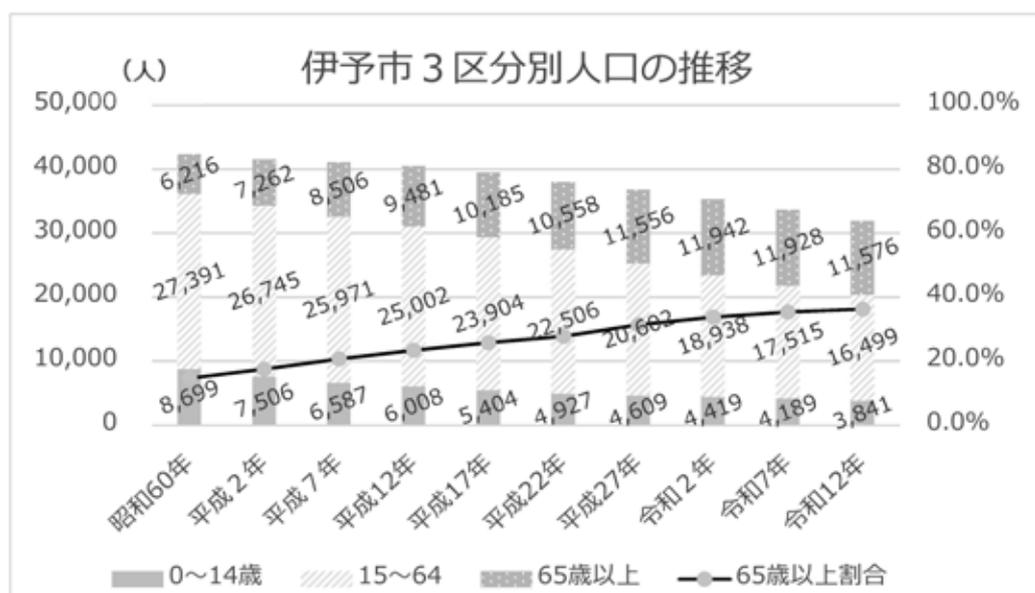
本市の人口は合併時4万人を切って以降、緩やかに減少していますが、世帯数は増加しており、1世帯当たり人数は減少しています。



(出所)令和2年国勢調査

年少人口(15歳未満)は、昭和60年から令和2年までの35年間に半減し、老年人口(65歳以上)は倍増し、少子高齢化が見て取れます。

今後の人口推計(平成30年推計)を見ると、令和22年には総人口3万人を切る見込みとなっています。



(出所)令和2年国勢調査

(2) 高齢者

本市の高齢化率は、令和2年に33.5%となっており、今後も緩やかに上昇するものと推計されています。

要支援・要介護認定者数の推移は、ほぼ横ばいの傾向となっており、介護度別にみると、要介護1と要介護2が増加しています。

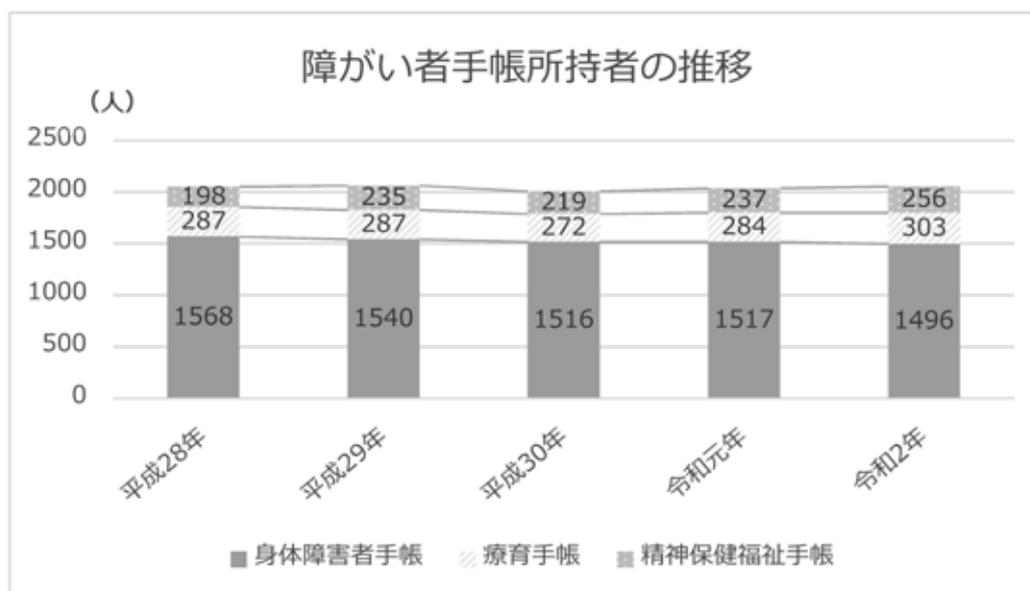


(出所) 長寿介護課

(3) 障がい者

障がい者手帳所持者の推移は、ほぼ横ばいの傾向となっており、微増・微減を繰り返していますが、平成30年以降は微増となっています。

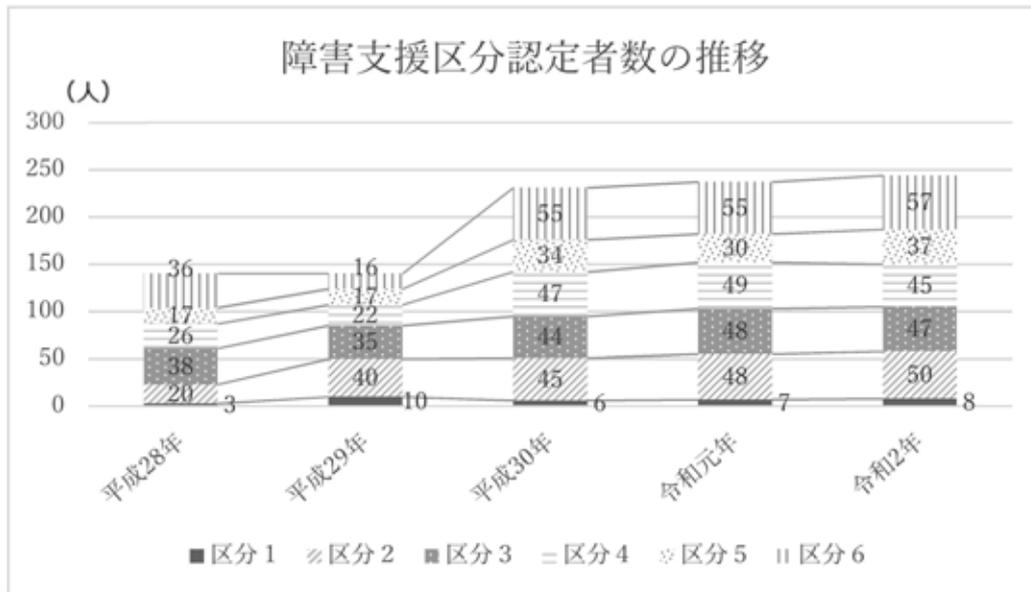
手帳種別では、身体障害者手帳が7割を占めていますが、減少傾向にあり、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。



(出所) 福祉課

障害支援区分認定者は年々増加しており、区分別にみると区分 6 が最も多くなっています。

障害支援区分とは障がい者等の障がいの多様な特性、その心身の状態に応じて標準的な支援の度合いを 6 段階で示しており、支援の数値が高くなるほど支援度が高い重度の方になります。



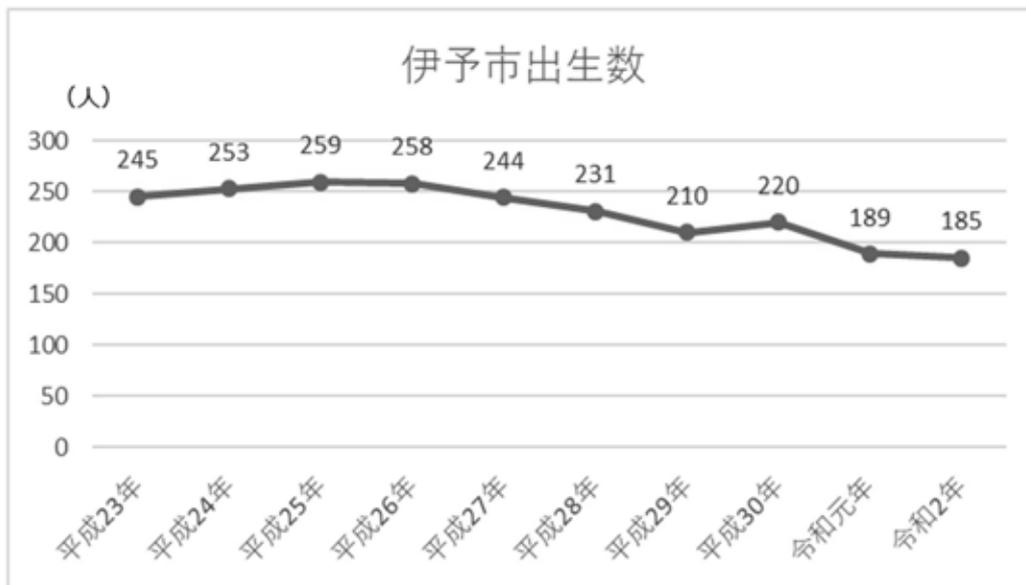
(出所) 福祉課

(4) 子ども

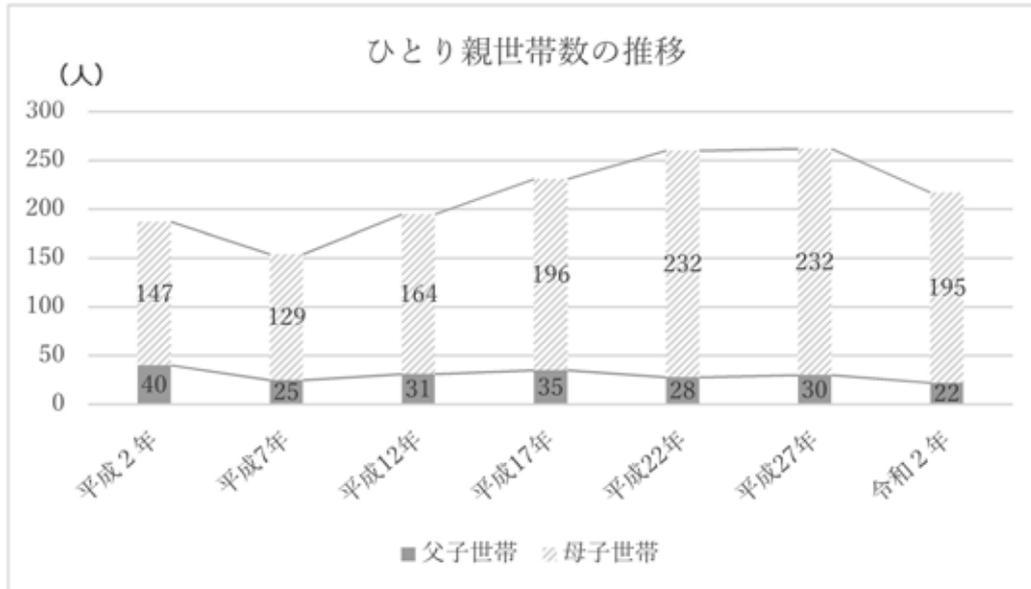
出生数は平成 26 年以降緩やかに減少し、平成 30 年に増加しましたが、その後減少しています。

ひとり親世帯数(母子世帯・父子世帯)は、平成 7 年以降増加しています。

※「母子世帯」とは、未婚・死別・離婚の女親と未婚の 20 歳未満の子どものみの世帯。「父子世帯」とは未婚・死別・離婚の男親と未婚の 20 歳未満の子どものみの世帯。



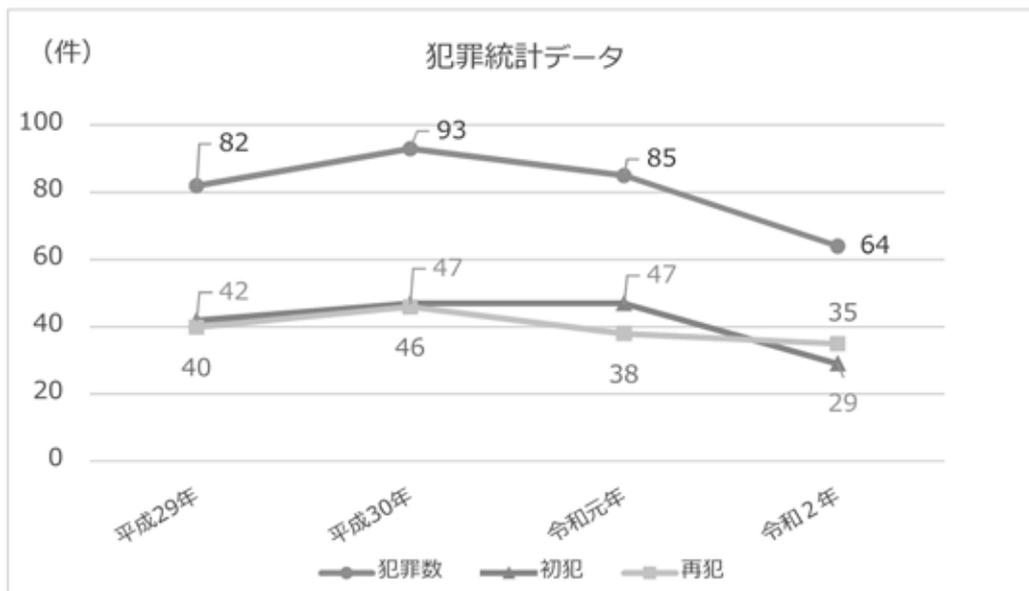
(出所) 市民課



(出所)令和2年国勢調査

(5) 犯罪統計

犯罪件数は年による変動はあるものの減少してきています。初犯、再犯の割合はおおよそ半々ではありますが、再犯の割合が微増しています。また再犯の性別を見ていくと、男性の割合が大きくなっています。



(出所) 高松矯正管区

6 アンケートから見る地域社会の現状

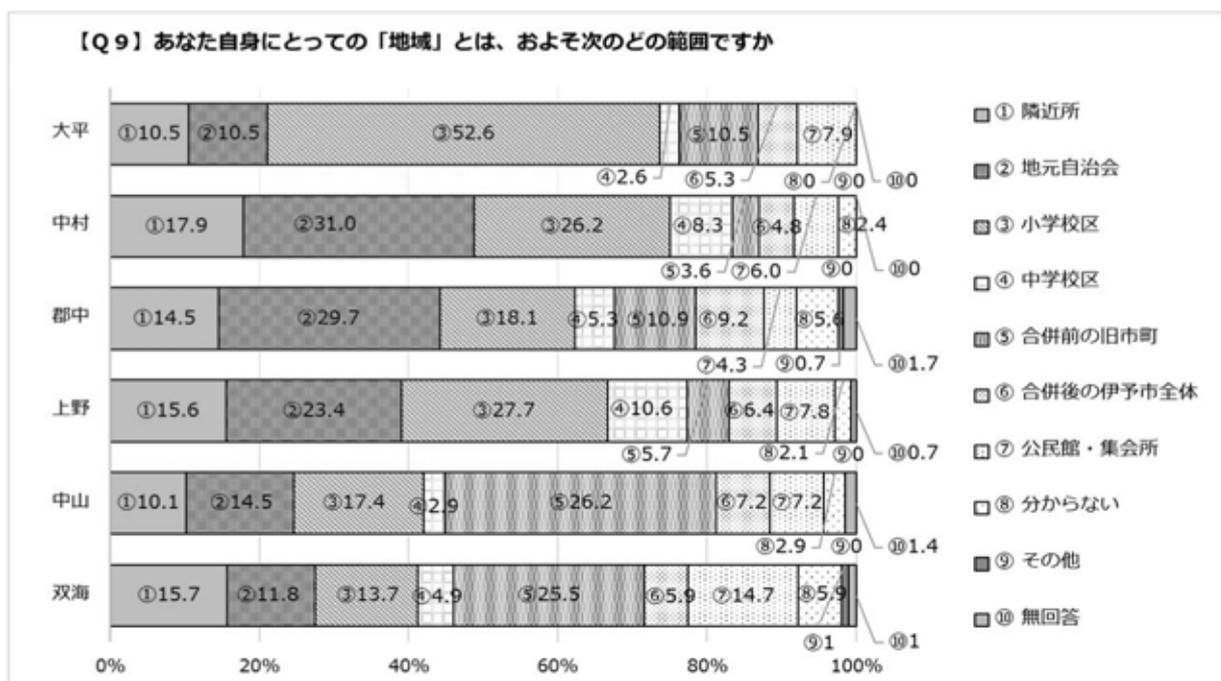
本計画策定のために令和3年8月に実施した市民アンケート調査の実施結果から、次のような傾向が読み取れます。

(詳細は、「資料編」に掲載)

(1) 「地域」の範囲について

住民が考えている「地域」の捉え方について、「地元自治会 (24.6%)」と考えている方が多く、次いで「小学校区 (20%)」「隣近所 (14.4%)」「合併前の旧市町 (12.9%)」と、前回アンケートとほぼ同程度のばらつきが見られました。

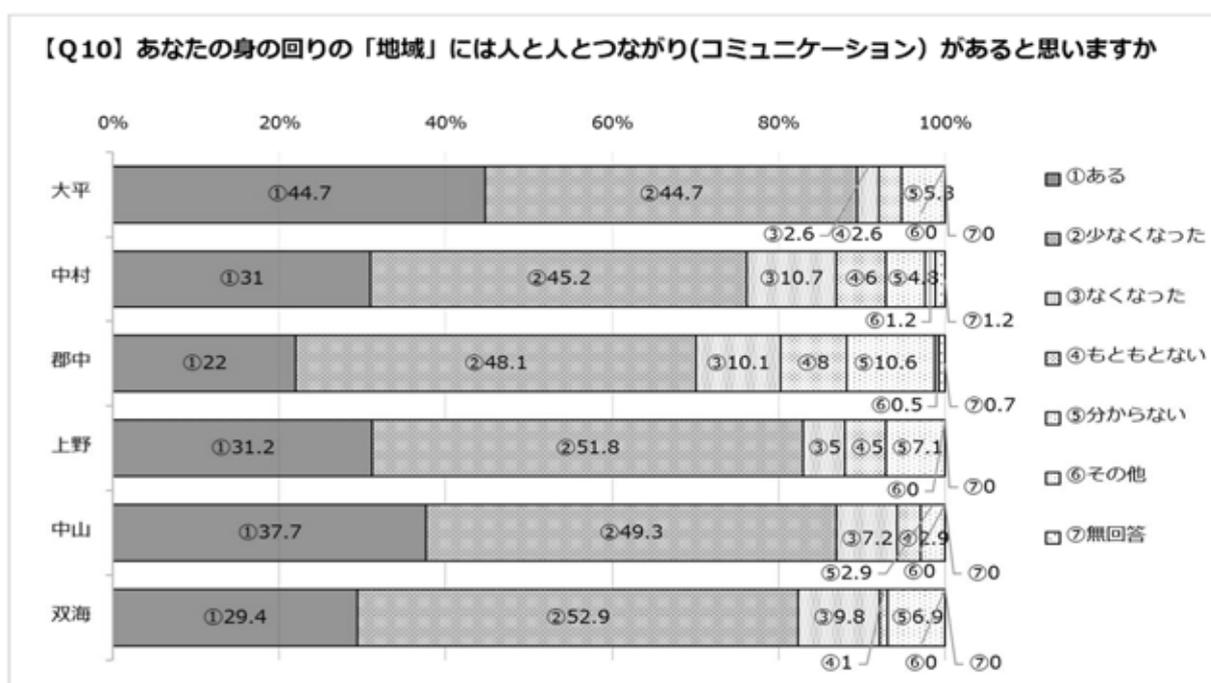
地域での相互扶助を実現するためには、集落や地元自治会単位等の小さな範囲での地域福祉活動が今後も重要であることはもちろんですが、これからも長く福祉の仕組みを維持していくために、人材的にも財政的にも安定した、ある程度大きい範囲で地域を考えていくことも大切になってきます。このことは災害時や緊急時における自主防災の仕組みや住民自治の仕組みにも通じる考え方です。



(2) 地域のつながり（コミュニティ）の現状

地域のつながりが「ある」と答えた方が 27.4%と 3 割を切る一方、「少なくなった（48%）」「なくなった（8.9%）」と答えた方が半数以上に上りました。

多くの方が、コミュニケーションの希薄化が進んでいると感じていることがうかがえます。

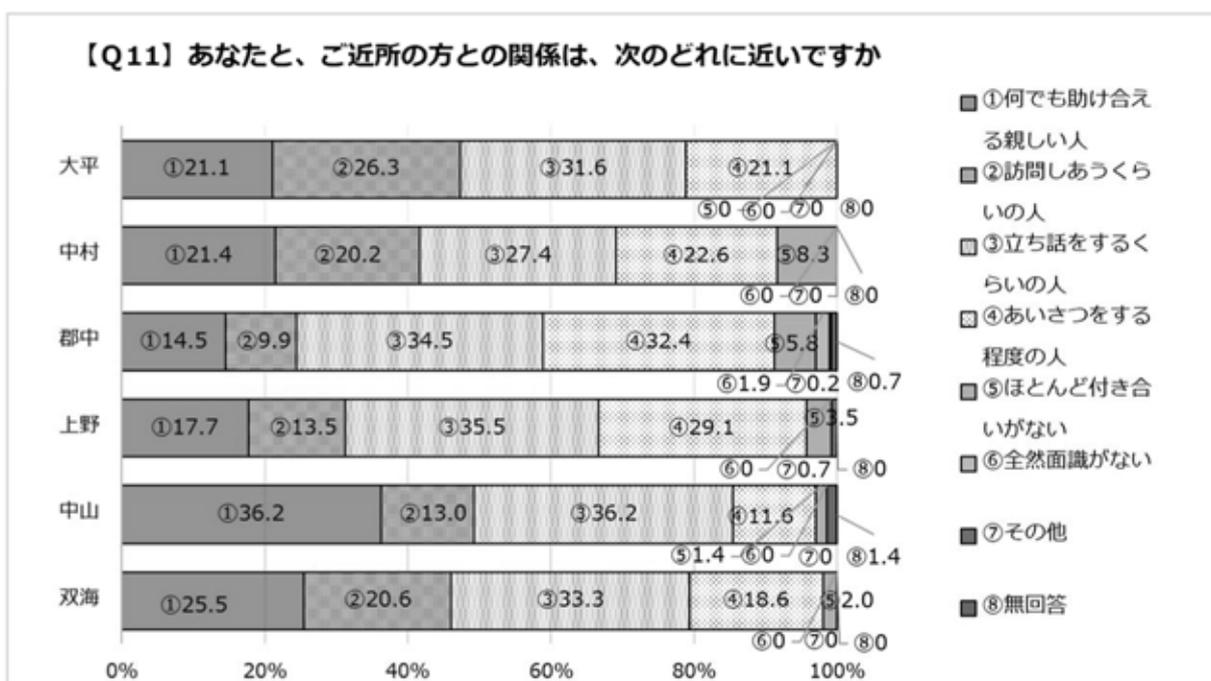


(3) ご近所の方との関係について

「何でも助け合える親しい人 (18.9%)」「訪問し合うくらいの人 (13.6%)」「立ち話をするくらいの人 (33.7%)」「あいさつをする程度の人 (26.9%)」との回答でした。伊予市においては、家と家を行き来するご近所付き合いは3割以上あるようです。

前回アンケートと比較すると、「ほとんど付き合いがない」「全表面識がない」方の割合は変わりませんが、「何でも助け合える親しい人」の割合が低下し、「あいさつをする程度の人」の割合が増加しています。

ご近所でもコミュニケーションの希薄化が徐々に進んできている様子がうかがえます。

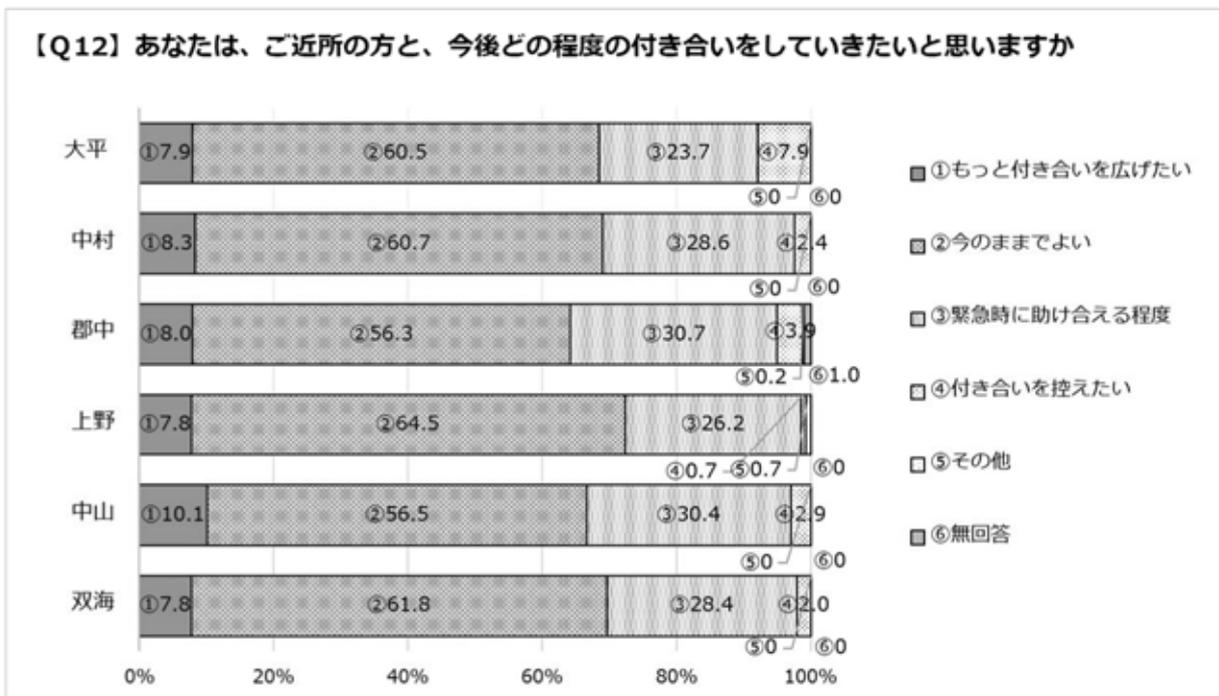


(4) 今後のご近所付き合いの程度

今後のご近所付き合いについて、「今のままで良い (58.7%)」と答えた方が最も多く、次いで、「緊急時に助け合える程度 (29.1%)」「もっと付き合いを広げたい (8.2%)」との回答となりました。

ご近所での関わり方に大半の方は満足していると考えられます。

「できるなら付き合いを控えたい (3.1%)」と回答された方は、前回同様の割合でした。



第3章 基本理念と基本目標・推進の取組

1 基本理念

全ての人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい自立した生活が送れるよう支援することが重要と考えています。そのためには、全ての人が、身近な地域社会の一員として日常生活を安心して営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、支援を必要とする人を地域全体で支え合う仕組みを実現していくことが必要です。

第2次伊予市総合計画では、「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」を将来像として掲げています。

多様な地域の共生を目指していくためにも、今まで以上に地域住民と行政とが、パートナーシップを持ち協働していくことが大切になります。同時に、支え合い・助け合いの地域福祉をつくるためにも全ての住民にとって、大切に分かりやすい目標となるキーワードを理念として持つことが重要です。

今回、この計画では、伊予市の将来像をベースに、次の基本理念を掲げて取り組んでいきます。

基本理念

**「一人ひとりの住民が、その人らしく、安心して
生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり」**

2 基本目標

支援を必要としている人の問題を地域住民全体の問題として受け止め、地域社会全体で支え合い、助け合える仕組みを目指すため、伊予市では次のことを基本目標として取り組んでいきます。

基本目標	施策	取組
基本目標 1 「地域福祉」を支える人づくり 	(1)「思いやり」を育てよう	地域福祉への理解
		人権意識の啓発
	(2)人材の育成	男女共同参画の推進
		地域を担う人材の育成
基本目標 2 地域でつながる仕組みづくり 	(1)地域コミュニティの形成	地域とのかつなぐのきっかけづくり
		地域交流活動の推進
		地域の見守り体制の充実
	(2)防災・防犯・交通安全体制の充実	防災を軸とした地域力の向上
		地域とともに取り組む防犯・交通安全
基本目標 3 誰もが暮らしやすい環境づくり 	(1)暮らしやすい生活環境の整備	バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
		移動手段の確保
	(2)元気に暮らせる環境の整備	健康づくりの推進
		生涯学習の推進
	(3)生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援法による支援
	基本目標 4 福祉サービスを推進する基盤づくり 	(1)相談支援体制の充実
関係機関との連携		
(2)情報提供の充実		制度周知体制の充実
		地域から行政へつなぐ仕組みづくり
		サービス未利用者への支援体制
(3)福祉サービスの充実		各種福祉サービスの提供
		新たなニーズに対応したサービスの検討
		社会福祉協議会支援の強化
(4)地域福祉ネットワークの構築		地域包括ケアシステムの構築
(5)利用者の保護・権利擁護		苦情対応の仕組みづくり
	成年後見制度の普及・推進	

3 推進に向けた施策

	SDGsの目標
	【目標1】 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	【目標2】 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	【目標3】 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	【目標4】 質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。
	【目標8】 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
	【目標9】 産業と技術革新の基礎をつくろう レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
	【目標10】 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する。
	【目標11】 住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
	【目標16】 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
	【目標17】 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

※SDGsの17の目標のうち本計画と関連性が高い目標を掲載しています。

基本目標 1 「地域福祉」を支える人づくり

3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



10 人や国の不平等をなくそう



17 パートナーシップで目標を達成しよう



(1) 「思いやり」を育てよう

現状と課題

かつて日常生活の課題は、家族や地域コミュニティによる助け合いによって解決されてきましたが、近年では、少子高齢化や核家族化、過疎化などの影響からその機能が弱まりつつあります。今後、ますます多様化する生活課題に対して、公的な福祉サービスだけで対応することは難しくなり、地域における「新たな支え合い」(共助)の意識を高めていく必要があります。

本市では、第3期の地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定して、各種取組を行っていますが、市民アンケートでは、「伊予市しあわせのまちづくり計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)」を知らない人が8割弱を占めています。

今後は、地域福祉のあり方に気付き、考える機会を増やし、理解をさらに深めるとともに住民意識を再構築することが重要です。

第3期地域福祉計画での効果(平成28年⇒令和2年)

認知症サポーター数：1,623人⇒2,300人

ボランティア活動団体会員数：721人⇒737人

ボランティア(個人)登録者数：38人⇒61人

地域行事に参加している児童生徒の割合：小学6年生 83.7%⇒68.5%、
中学3年生 75.8%⇒61.4%

研修会・講座への参加人数：1,846人⇒2,880人(令和元年)

男女共同参画講座等の研修会の開催回数：1回⇒2回

今後の取組

①地域福祉への理解

行政の取組	市民・地域での取組
<p>地域福祉計画の概要版を作成し、住民に周知するなど、地域福祉に関する情報提供を行います。</p> <p>地域福祉についての研修会や講演会を開催します。</p> <p>小中学校に福祉教育の積極的な推進を働きかけることにより、子ども達の健全な育成を進め、ともに生きる「こころ」を育みます。</p>	<p>「地域福祉」の意味、重要性を理解し、多くの人に伝えましょう。</p> <p>地域福祉に関する研修会や講演会に積極的に参加しましょう。</p>

②人権意識の啓発

行政の取組	市民・地域での取組
<p>地区別人権・同和教育懇談会や講座などを開催、啓発活動を実施します。</p> <p>オピニオンリーダー養成講座などの指導者の育成や人権意識を高めるための研修会を開催します。</p> <p>人権擁護委員会を中心とした啓発活動、相談事業を行います。</p>	<p>懇談会や研修会に参加し、人権問題を自分のこととして捉えましょう。</p> <p>高齢者や障がい者、子どもたちなど、いろいろな人と触れ合う機会に積極的に参加しましょう。</p>

③男女共同参画の推進

行政の取組	市民・地域での取組
<p>令和4年中間改訂された「第2次伊予市男女共同参画基本計画」に基づき行動します。</p> <p>情報紙の発行や講演会の実施などにより、普及・啓発を図ります。</p>	<p>性別による固定的な役割分担意識を見直しましょう。</p> <p>男女共同参画の啓発に関する講演会などに積極的に参加し、理解を深めましょう。</p>

期待する効果（令和7年）

認知症サポーター数：2,700人

男女共同参画講座等の研修会の開催回数：4回/年

しあわせのまちづくり計画認知度（令和8年）：30%

（「よく知っている」「ある程度知っている」を選択した合計の割合）

(2)人材の育成

現状と課題

地域福祉活動が安定し、継続的であるためには、活動の中心になる人材が必要です。さまざまな分野から、社会貢献に意欲を持つ人が中心になることで、地域の活動が飛躍的に活発化することが多くみられます。

市民アンケートでは、地域の福祉について「できる限り地域で協力して取り組み、無理な部分は行政に任せたい」が約4割を占めています。

民生児童委員アンケートでは、ボランティア活動への住民の関心について「高いとはあまり思わない」が約6割を占めています。

現在、民生児童委員や高齢者見守り員が、各地域にあって中心的な役割を果たしていますが、地域福祉に関わる人材のさらなる発掘・育成やボランティア活動の推進が今後重要となってきます。

今後の取組

①地域を担う人材の育成

行政の取組	市民・地域での取組
<p>民生児童委員や高齢者見守り員、各種相談員との連携を深めるなど、活動の支援を行います。</p> <p>地域活動団体や関係団体を対象にさまざまな分野の研修を行うことで指導者の発掘・育成に努めます。</p> <p>広く参加できる研修会・講座を開催し、地域福祉への関心を高めます。</p>	<p>傾聴ボランティア、手話奉仕員、認知症サポーターなど、地域に担い手を養成するための講座に積極的に参加しましょう。</p> <p>地域福祉への関心を持ち、研修会・講座に参加しましょう。 (手話養成講座・ゲートキーパー養成講座など)</p>

②ボランティア活動の充実

行政の取組	市民・地域での取組
<p>ボランティア活動の紹介を行い、事業を広く周知します。</p> <p>ボランティア団体の活動情報を提供し、参加できる機会を増やします。</p> <p>ボランティアに対するニーズの把握に努めます。</p> <p>ボランティア団体の活動に必要な研修や講座の開催を支援します。</p> <p>ボランティアの調整や取りまとめを行う社会福祉協議会との連携を強化します。</p>	<p>子どもの頃から、ボランティア体験に積極的に参加するなど、ボランティアについて理解を深めましょう。</p> <p>ボランティア活動に関心を持ち、進んでボランティア活動に参加しましょう。</p> <p>ボランティアに参加する時は、周りの人にも声かけを行いましょう。</p>

期待する効果（令和7年）

ボランティア活動団体会員数：1,000人

ボランティア（個人）登録者数：60人

地域福祉活動の集まる回数：16回/年

地域行事に参加している児童生徒の割合：小学6年生：85%、中学3年生：80%

研修会・講座への参加人数：2,880人

基本目標2 地域でつながる仕組みづくり



(1) 地域コミュニティの形成



現場と課題

人口減少、少子高齢化が進む中、生活様式の変化や核家族化により、以前と比べ、隣近所との付き合いが希薄になり、地域の活力が低下する傾向にあります。

市民アンケートでは、3割弱の方が「地元自治会」、2割の方が「小学校区」、2割弱の方が「隣近所」をそれぞれ「地域」として捉えており、地域での人と人とのつながり（コミュニケーション）については、「少なくなった」が全体の約半数となっています。

約3割の方が、ご近所と、緊急時には助け合えるつながりを持ちたいと考えています。

市民アンケートでは、あなた自身がこれからの地域福祉のためにできそうなこととして、「地域の行事に参加」が多くなっていますが、一方、地域の行事や活動に参加したことがない方の理由として、「知らない人ばかりだから」という理由があります。

地域の生活課題を発見し、解決に向けて取り組むには、住民間で情報共有を図り、方向性を見いだすことが重要となります。日常のあいさつ・声かけから近所付き合いを広げていき、交流の機会を増やしていくことが、地域福祉の第一歩となります。

第3期地域福祉計画での効果（平成28年⇒令和2年）

自主防災会防災訓練参加率：68%⇒29%※

市民のふれあい広場整備事業による整備件数（累計）：9件⇒15件

※コロナ禍による開催の中止や規模縮小が影響しています。

今後の取組

①地域とのつながりのきっかけづくり

行政の取組	市民・地域での取組
<p>自治会・町内会（の活性化を図るために）への理解と関心を深め、参加を促進する広報・啓発をしていきます。</p> <p>市職員が積極的に地域に関わり、地域のネットワークの橋渡しをします。</p> <p>デジタル機器等が活用できる環境整備に努めます。</p>	<p>自治会に加入していない方に、活動内容などを説明し、加入に向けた働きかけを行いましょう。</p> <p>普段からあいさつを積極的に行い、隣近所と顔見知りになりましょう。</p> <p>情報が届きにくい隣近所の人との日常的な付き合いを心掛け、必要な情報を伝えましょう。</p>

②地域交流活動の推進

行政の取組	市民・地域での取組
<p>地域福祉活動支援の相談窓口を充実します。</p> <p>地域福祉活動の先駆的な活動事例などの情報提供を行います。</p> <p>公共施設の空きスペースや遊休地などの利活用を図ります。</p> <p>地域の活動を積極的に情報提供するとともに、行政が伴走支援をしていきます。</p>	<p>自治会や女性会、老人会などの地域の団体が連携して、地域行事やイベントなど、地域の人と世代を超えた交流ができる機会をつくりましょう。</p> <p>地域の伝統行事やイベントには、声をかけあって積極的に参加しましょう。</p> <p>一人一人が高い意識を持ち、進んで役員を引き受けましょう。</p> <p>地域の社会福祉法人や事業者は、施設の一部を開放するなど、地域の交流場所の提供に努めましょう。</p>

③地域の見守り体制の充実

行政の取組	市民・地域での取組
<p>広報区長、民生児童委員、高齢者見守り員、地区社協などさまざまな関係者・関係団体と連携し、地域における見守り活動を進めます。</p> <p>認知症のある高齢者の徘徊や虐待などの事案の早期発見につなげるため、関係機関との連携や情報共有を行います。</p>	<p>登下校時に見守りを行うなど、地域の子どもの安全を守りましょう。</p> <p>高齢者や障がいのある方などへの見守り活動を、プライバシーに配慮しながら地域全体で行いましょう。</p> <p>相談したいことがあるときは、自治会、民生児童委員、高齢者見守り員や関係機関に相談しましょう。</p> <p>地域の社会福祉法人や事業者は、地域の見守りを行い、場合によっては関係機関につなぐように努めましょう。</p>

期待する効果（令和7年）

市民のふれあい広場整備事業による整備件数：（累計）30件

(2) 防災・防犯・交通安全体制の充実



現状と課題

高齢化や核家族化などにより地域とのつながりが希薄化している今、地域で助け合う「共助」の充実が求められます。また、近年、地震や大雨などによる災害が各地で増えており、本市でも、なお一層の地域防災力の向上が求められます。

市民アンケートでは、あなた自身が地域や近所からしてもらおうと助かることとして、「急な病気、災害時の手助け」が一番多くなっています。

行政のみならず、住民一人ひとりが防災・防犯意識を高め、平常時から協力体制を整え、非常時に対応できる取組が必要です。

今後の取組

①防災を軸とした地域力の向上

行政の取組	市民・地域での取組
<p>防災対策は、「自助から」という基本原則に基づき、誰もが防災対策に取り組めるよう防災意識の啓発に努めます。</p> <p>自主防災組織への適切な支援により、地域住民が共に助け合う組織作りに努めます。</p> <p>伊予市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づき、日頃から避難支援が必要と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、災害時に近隣住民から必要な避難支援を受けられるための取組を推進します。</p> <p>福祉避難スペース(室)や福祉避難所を整備・指定し、要配慮者が必要とする備蓄品の検討や整備を推進します。</p>	<p>自らが取り組める防災対策について考え、備蓄品や非常持ち出し品などを準備しましょう。</p> <p>市や自主防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加し、訓練を機会に防災意識を高めましょう。</p> <p>避難支援が必要な人がいることを理解し、災害時に近所の要配慮者を支援できるよう心掛けましょう。</p> <p>要配慮者は、自らの命を守るために必要な情報を提供するように努めましょう。</p> <p>福祉避難所や要配慮者のスペースの必要性について理解し、住民の誰もが安心できる避難所運営に協力しましょう。</p>

②地域とともに取り組む防犯・交通安全

行政の取組	市民・地域での取組
<p>防犯・交通安全を地域住民の共通課題と位置付け、防犯灯やカーブミラーの設置について、各地域での取組を支援します。</p> <p>青少年補導委員など関係機関と連携し、パトロールを継続します。</p> <p>「社会を明るくする運動」に協力し、更生保護に努めます。</p>	<p>日頃から、防犯・交通安全に関心を持ち、地域内で問題がないか確認しましょう。</p> <p>地域の子どもの登下校時の見守りを行い、情報共有を図りましょう。</p>

期待する効果（令和7年）

自主防災会の防災訓練実施率：100%

基本目標3 誰もが暮らしやすい環境づくり



(1) 暮らしやすい生活環境の整備



現状と課題

本市では高齢化や過疎化が進む中、各地域においてコミュニティバスやデマンドタクシーが整備され、移動手段として活用されています。

市民アンケートでは、地域の良いところとして、「日常生活が便利」が上位を占める一方、地域の不安（不満）として、「交通体系」「病院などへの通院」「日常の買い物」が多くなっており、住んでいる地域で差異があります。また、今住んでいる交通手段や移動について、「かなり不便、やや不便」より「あまり不便でない、ほとんど不便はない」が上回っていますが、主に自家用車を移動手段としている方の中には、免許返納後の不安を持っている方もいます。

民生児童委員アンケートでは、住民が安心して暮らせるまちづくりのために必要なものとして、「交通体制の充実」が多くなっています。

高齢者や障がい者、子育て家庭など、誰もが安心して自由に外出し、さまざまな活動に参加できる快適な生活環境が必要です。

第3期地域福祉計画での効果（平成28年⇒令和2年）

デマンドタクシー利用者数：7,664人⇒5,177人
コミュニティバス利用者数：8,204人⇒9,128人
特定健診受診率：26%⇒26%
介護予防教室等への年間参加者数：843人⇒843人
各種講座・教室の開催数：53回⇒48回
各種講座・教室の参加者数：9,932人⇒1,932人※

※コロナ禍による開催の中止や規模縮小が影響しています。

今後の取組

① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

行政の取組	市民・地域での取組
<p>公共施設の改修の際には、誰もが利用しやすいバリアフリー化に努めます。</p> <p>公共施設では、誰もが分かる表示を取り入れます。</p>	<p>公共施設の利用において、不便なところがある場合は、関係機関へ伝えましょう。</p> <p>点字ブロックの上や狭い道路に、荷物や自転車を置かないようにしましょう。</p> <p>周りで困っている人を見かけたら、積極的に声かけや手助けをしましょう。</p>

② 移動手段の確保

行政の取組	市民・地域での取組
<p>令和2年に路線見直し等を行ったコミュニティバスやデマンドタクシーの利用率向上のため、広報活動を行うとともに、今後も問題点を検証していきます。</p> <p>障がい者(児)タクシー利用助成事業を実施し、交通手段の確保、社会参加の増進を図っていきます。</p> <p>身体障がい者自動車改造費助成事業を実施し、自立した生活が送れるための支援を行います。</p>	<p>買い物や通院には、ご近所で協力し移動が困難な人の外出の手助けをしましょう。</p>

期待する効果（令和7年）

デマンドタクシー利用者数：6,500人
コミュニティバス利用者数：10,000人

(2) 元気に暮らせる環境の整備



現状と課題

医療の進歩に伴い、日本の平均寿命は年々高くなっています。一方、生活環境や生活習慣の変化により、ストレスを抱えるなど、体調に不安を感じる人が増加しています。

また、疾病の早期発見・治療や疾病を予防するため、市民の健康意識を高め、健（検）診の受診率を向上させる必要があります。

食育に関するアンケートでは、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事（バランスのとれた食事）を1日2回以上とっている人の割合は50.6%でした。食育を推進し、健康的な生活習慣を継続する必要があります。

市民アンケートでは、これからの伊予市の「しあわせのまちづくり」のために必要なこととして、「高齢者の生きがいづくり」が一番多くなっています。コロナ禍で今後必要になってくることは、健康に関することが一番多くなっています。

住民ニーズに見合った生涯学習活動を継続でき、また、その成果が活かされるような環境整備が必要になってきます。

今後の取組

① 健康づくりの推進

行政の取組	市民・地域での取組
健康相談や健康づくり教室を開催し、健康づくりへの関心を高めます。	健康づくりに関する情報に関心を持ち、日頃から健康に気を付けましょう。
健（検）診を受診してもらえよう周知や健（検）診体制の整備を図るとともに未受診者への勧奨を行います。	年に一度は健（検）診を受けて、自分の健康状態を確認しましょう。

② 生涯学習の推進

行政の取組	市民・地域での取組
地域住民の生涯学習やふるさとづくりを推進するため、現代社会の課題や地域の実態に適応した特色ある公民館活動を推進します。	日頃からさまざまなことに関心を持ち、生涯学習の機会があれば、積極的に参加しましょう。
住民ニーズの把握に努め、活動内容などの充実を図るよう検討します。	自分の趣味に取り組む時間を意識的に設けるとともに、趣味などに関連する地域の活動に積極的に参加しましょう。

期待する効果（令和7年）

特定健診受診率：60%
介護予防教室への年間参加者数：2,500人
各種講座・教室の開催数：48回
各種講座・教室の参加者数：10,000人



(3) 生活困窮者への支援



現状と課題

現在、目まぐるしい社会情勢の変化により、生活困窮や子どもの貧困など、家庭間の経済格差が大きな問題となっています。

平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。これは、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第 2 のセーフティネット」を拡充し、包括的な相談支援体制を構築するために創設されました。

本市では現在、必須事業である「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の支援に加え、任意事業である「家計改善支援事業^{※1}」「就労準備支援事業^{※2}」を実施しています。

※1 家計改善支援事業：家計に課題を抱える方からの相談に応じ、家計の「見える化」を図り、家計状況の理解や改善意欲を引き出すとともに、必要な情報提供や助言等を行い、家計を管理し、自立を図っていくことを目的とする事業。

※2 就労準備支援事業：就労に必要な実践的な知識・技術が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活のリズムが崩れている、社会とのかかわりに不安がある、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない方に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を行っていく事業。

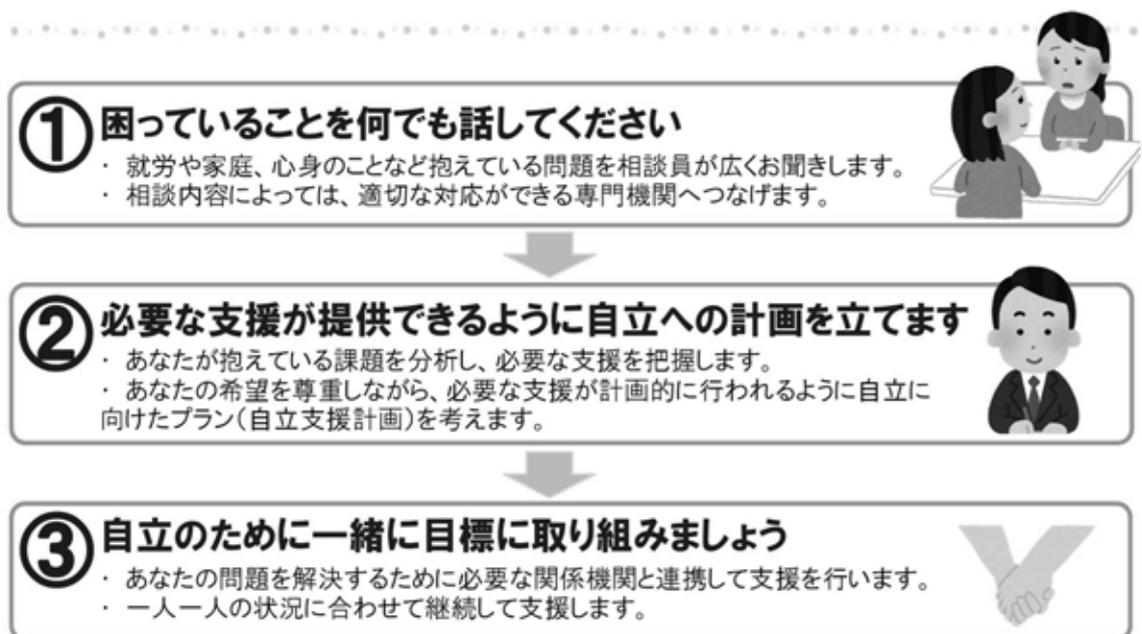
不安や心配をひとりで抱え込まずにまずはご相談ください

生活困窮者自立相談支援事業



①生活困窮者自立支援法による支援

行政の取組	市民・地域での取組
<p>生活保護に関する情報、生活困窮者に関する情報を正確に把握し、適切な支援につながるようにします。</p> <p>自立相談支援機関と福祉事務所、ハローワーク間の緊密な連携体制を構築し、事例によっては、全庁的な連携体制を検討します。</p> <p>対象者の早期発見のため、市の収納部局と自立相談支援機関が連携できるようなルールづくりを検討します。</p> <p>社会福祉協議会や民生児童委員、高齢者見守り員などと連携して情報収集を行うとともに、日常的な見守りや相談支援体制の整備を行います。</p>	<p>近所や知り合いで、生活に困窮している人を見かけたら、民生児童委員や関係機関へ相談するように声をかけましょう。また、本人が相談できない場合は、関係機関へつなぎましょう。</p>



基本目標 4 福祉サービスを推進する基盤づくり



(1) 相談支援体制の充実

現状と課題

本市の福祉サービスにおける相談窓口については、高齢者の方への総合的な窓口として地域包括支援センター、子ども・子育てに関する総合窓口として子ども総合センター、障がい者の窓口として障害者相談支援センター、妊娠期から子育て期の窓口として母子健康包括支援センターが設置され、機能強化を図っています。

民生児童委員、高齢者見守り員、障害者相談員、生活相談員が選任されており、地域からの相談に応じています。

福祉まるごと相談窓口を設置し、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関との連絡調整を図り包括的な相談支援を行っています。

市民アンケートでは、困りごとがあったときに相談する相手として、「家族、親戚」「友人、知人」が大多数を占める中、「市役所」「社会福祉協議会」「民生児童委員」「高齢者見守り員」という意見も見られます。インターネット、SNSなど対面以外の方法も利用されているようです。

今後も、行政内の相談窓口をさらに充実させるとともに、地域と連携した相談支援体制を構築することが必要です。

第3期地域福祉計画での効果（平成28年⇒令和2年）

ホームページ訪問者数（月間）：33,000人⇒46,000人
地域ケア会議の年間開催数：年0回⇒年10回

今後の取組

①身近な相談支援体制の充実

行政の取組	市民・地域での取組
<p>福祉まるごと相談窓口を設置し、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関との連絡調整など包括的な相談支援を行います。</p> <p>広報紙、ホームページ、チラシなどで、相談窓口の周知を図ります。</p> <p>民生児童委員、高齢者見守り員をはじめとする地域の関係者・関係団体と連携し、福祉に関する情報を提供するなど活動を支援します。</p>	<p>一人で抱え込まず、相談窓口を利用しましょう。</p> <p>地域の会合で、事例や相談窓口を紹介し合うなど、情報交換を行いましょう。</p> <p>地域で困っている人を見かけたら、相談窓口を紹介しましょう。また、近くの民生児童委員や高齢者見守り員を紹介、もしくは相談しましょう。</p>

②関係機関との連携

行政の取組	市民・地域での取組
<p>社会福祉協議会やボランティア団体、地域の団体や社会福祉法人などと協働で活動できるよう連携を深めます。</p> <p>庁内では、行政の各分野を超えた全体的な調整会議を開催し、地域福祉活動に対する全庁的な支援を図ります。</p> <p>伊予地区更生保護サポートセンターと連携し、再犯防止活動に努めます。</p> <p>コレワーク四国（矯正就労支援情報室）と連携し、刑務所出所者等の就労支援に努めます。</p> <p>松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）等と連携し、地域における犯罪・非行問題を有する者や家族の相談に対応し、問題解決の支援に努めます。</p>	<p>関係団体が協働で実施する活動や行事に積極的に参加しましょう。</p> <p>さまざまな相談窓口への理解を深め上手に利用しましょう。</p>

(2) 情報提供の充実



現状と課題

本市では、「広報いよし」やホームページを中心に情報提供を行っており、緊急時には防災行政無線や「いよし安全・安心メール」を活用し、素早い情報共有を図っています。一方、地域においては、民生児童委員や高齢者見守り員が活躍し、必要な情報を必要な人へ届けています。

市民アンケートでは、福祉に関する情報を得る方法として、「広報いよし」・「いよし社協だより」が多数を占めています。

民生児童委員アンケートでは、民生児童委員が福祉に関する情報を得る方法として、「委員各種研修会」「市役所・社会福祉協議会」といった直接的な方法とともに、「広報いよし」「いよし社協だより」といった間接的な方法の両方が多くなっています。

高齢者や障がい者を含めたあらゆる人に、正しい情報を行き届かせるために、デジタル技術の習熟度や居住地等に関わらず、すべての人がデジタル化の恩恵を受けられるような仕組みづくりや、きめ細やかな対策に取り組んでいます。

今後の取組

①制度周知体制の充実

行政の取組	市民・地域での取組
<p>広報紙、ホームページなどにおいては、身近に感じてもらえるような掲載を行い、分かりやすい説明・表現を用います。</p> <p>SNS 等を利用した発信を行います。</p> <p>点字・音声・手話など、さまざまな方法で情報を発信します。</p> <p>緊急時には、防災行政無線や安全・安心メール配信システムの有効活用を図ります。</p> <p>デジタル機器に不慣れな市民に対して、基本的な知識・技術の習得ができるような支援や普及啓発に取り組みます。</p>	<p>市の広報紙「広報いよし」や回覧板、市のホームページなどに目を通しましょう。</p> <p>市が開催する行事や説明会に参加し、情報収集に努めましょう。</p> <p>地域の集まりや関係団体の会合に参加している場合は、積極的に情報交換を行いましょう。</p>

②地域から行政へつなぐ仕組みづくり

行政の取組	市民・地域での取組
<p>民生児童委員、高齢者見守り員、障害者相談員などが行っている行政（公的福祉サービス）への橋渡しだけではなく、自治会やご近所のネットワークから行政につないでいくための仕組みづくりを進めます。</p> <p>住民が行政、関係機関につなぐ場合に、最も適切な窓口につながるように課題を整理して、案内体制を整え、住民に周知します。</p>	<p>地域で困っている人や困っていることがある場合に、どのような方法で関係機関へつなぐべきかを地域の会合などで検討しましょう。</p>

③サービス未利用者への支援体制

行政の取組	市民・地域での取組
<p>行政から福祉サービスについて広報するとともに、社会福祉協議会や社会福祉法人などの広報活動を通じて、サービスの効果的な利用を呼びかける体制をつくります。</p>	<p>情報が届きにくい人と日常的な付き合いを心掛け、情報を伝達しましょう。</p> <p>身近に支援を必要とする人がいる場合は、民生児童委員や関係機関につなぎましょう。</p>

期待する効果（令和7年）

ホームページ訪問者数（月間）：80,000人

(3) 福祉サービスの充実



現状と課題

適切なサービスを提供していくためには、さまざまな手法でニーズを把握しなければなりません。また、頻繁にある諸制度の改正には迅速的確に対応し、各計画に反映していく必要があります。

市民アンケートでは、住んでいる地域に必要とする福祉施設として、「高齢者に関する施設」を選択した方が約半数となっています。また、福祉サービスの利用に関して、約2割弱の方が、「不都合や不満を感じた」となっています。

高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの各個別計画の策定や見直しの機会を捉え、公的サービスの利用に関する住民ニーズを調査し、計画に反映することにより、保健・福祉・医療など総合的な観点から生活の向上を図っていきます。

行政組織の外部にあって、公的福祉サービスの中心を担っているのが、伊予市社会福祉協議会です。これは、社会福祉活動を推進する、営利を目的としない民間組織であり、各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、地域福祉の増進に取り組んでいます。

今後の取組

①各種福祉サービスの提供

行政の取組	市民・地域での取組
<p>各計画に基づき、児童福祉・高齢者福祉・障がい者福祉・健康増進など適切なサービスを提供します。</p> <p>サービス提供事業者が実施する自己評価に加え、第三者評価の実施を働きかけながら、サービスの質の向上に努めます。</p>	<p>福祉サービスや保健・医療・福祉に関わる制度について、情報収集を行い、正しい知識を深めましょう。</p> <p>福祉サービスを利用する時は、自分の希望を関係機関に正確に伝えましょう。</p>

②新たなニーズに対応したサービスの検討

行政の取組	市民・地域での取組
<p>各個別計画の策定や見直し時には、懇談会やアンケートなどを実施し、新たなニーズを把握します。また、日常の住民からの問い合わせなどからも、ニーズの把握に努めます。</p> <p>新たなニーズが発生した場合は、行政と関係機関が連携しながら、新たなサービスにつなげるような体制づくりを行います。</p> <p>諸制度の改正には適宜対応します。</p>	<p>関係機関に住民や地域の困りごとなどを伝え、情報交換を行いましょう。</p> <p>アンケートに協力したり、懇談会に参加するなど、新たなニーズ調査に協力しましょう</p>

③社会福祉協議会支援の強化

行政の取組	市民・地域での取組
<p>社会福祉協議会を地域福祉活動推進のための中心的な組織と位置付け、事業や運営に対して支援を行います。特に、行政では対応できない分野における活動を支援します。</p> <p>社会福祉協議会の活動内容について、市民へ広く情報提供を行い、活動協力への理解を求めます。</p>	<p>社会福祉協議会の広報紙「いよし社協だより」や「ぽかりん通信」、ホームページを確認し、活動内容についての理解を深めましょう。</p>

期待する効果（令和7年）

福祉サービスの利用に関して不都合や不満を感じた割合：10%

(4) 地域福祉ネットワークの構築



現状と課題

多様化する福祉ニーズに対応し、複雑化する諸制度を円滑に運用するためには、行政内部での機能連携はもとより、行政以外の関係機関との連携も必要となってきます。

民生児童委員アンケートでは、地域の人からよく聞く困りごとや話題(問題)として、「高齢者の生活(介護)」が一番多くなっています。

厚生労働省では、令和7年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

今後の取組

①地域包括ケアシステムの構築

行政の取組	市民・地域での取組
<p>地域包括支援センターにおいては、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助など、包括的に支援します。</p> <p>地域ケア会議を開催し、システムの確立に向け事業を進めます。</p> <p>地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修などを行い、地域の在宅医療や介護に関する連携体制を構築します。</p> <p>行政サービスのみならず、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、ボランティア、民間企業などの多様な事業主体により、地域の支え合いの体制づくりを支援します。また、生活支援コーディネーター※1や協議体※2を設置し、各地域でセミナーなどを開催します。</p>	<p>生きがいや介護予防につなげるため、元気な高齢者は生活支援の担い手となり活躍しましょう。</p> <p>協議体活動に参加し、地域課題について考え、一緒に取り組みましょう。</p>

※1生活支援コーディネーター…高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくために、調整や取りまとめを行う人

※2協議体…生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体（NPO、民間企業、ボランティアなど）の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置した組織

期待する効果（令和7年）

地域ケア会議の年間開催数：12回/年

(5) 利用者の保護・権利擁護



現状と課題

サービスの提供者は、利用者からの苦情を受け止め、より良いサービス提供に努めていくことが求められます。また、万一の事故が生じた場合は、現場において適切な対応を行うと同時に、行政や関係機関への連絡・連携が不可欠です。

また、公的福祉サービスは、介護保険制度や障害者総合支援制度など契約型の制度に移行してきました。これにより、福祉サービスを自分で選ぶことが困難な方への支援が、ますます必要になります。

民生児童委員アンケートでは、民生児童委員が活動を行う上で悩みや苦勞として、「孤独死や虐待の事件が心配」が多くなっています。

高齢化が進むことにより、契約などにおいて、自らの意思による判断が難しい方が関わる事例が今後増えてくることが予想されます。

福祉サービスをはじめとする契約や利用をめぐるトラブルから住民を守るための取組がますます重要となります。

今後の取組

①苦情対応の仕組みづくり

行政の取組	市民・地域での取組
<p>サービス利用者に対し、相談窓口や苦情解決制度について、周知を図ります。</p> <p>サービス事業者には、苦情対応の窓口設置や責任者を置くなどの指導を行います。</p> <p>福祉サービスの提供に関して苦情があった場合は、その解決に向けてサービス事業者と適切に対応します。</p> <p>万一の事故の場合の連絡や対応マニュアルなどの体制整備を行います。</p>	<p>サービス利用において、困ったことがあった時に相談できる窓口や苦情解決制度について、情報収集に努めましょう。</p>

②成年後見制度の普及・推進

行政の取組	市民・地域での取組
<p>成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの権利擁護制度について、分かりやすい周知に努め、普及を促進します。</p> <p>身寄りがなく、制度を利用するための申し立てができない場合は、市長が申し立てを行います。</p>	<p>成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの権利擁護制度についての理解を深めましょう。</p> <p>見守り活動を通じて、周りで支援が必要な人を発見したら、関係機関につなぎましょう。</p>

成果指標

【第2次伊予市総合計画等に基づく成果指標】

■基本目標1 「地域福祉」を支える人づくり

指 標	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
認知症サポーター数	2,300人	2,700人
ボランティア活動団体会員数	737人	1,000人
ボランティア(個人)登録者数	61人	60人
地域福祉活動の集まる回数	9回/年	16回/年
地域行事に参加している児童生徒の割合 ※1	小学6年生：68.5% 中学3年生：61.4%	小学6年生：85.0% 中学3年生：80.0%
研修会・講座への参加人数の維持	2,880人(R1)	2,880人
男女共同参画講座等の研修会の開회回数	2回	4回

※1：基準値 令和3年分

■基本目標2 地域でつながる仕組みづくり

指 標	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
自主防災会の防災訓練実施率	60%	100%
市民のふれあい広場整備事業による整備件数(累計)	15件	30件

■基本目標3 誰もが暮らしやすい環境づくり

指 標	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
デマンドタクシー利用者数	5,177人	6,500人
コミュニティバス利用者数	9,128人	10,000人
特定健診受診率	26%	60%
介護予防教室への年間参加者数	2,000人	2,500人
各種講座・教室の開催数	48回	48回
各種講座・教室の参加者数	1,932人	10,000人

■基本目標 4 福祉サービスを推進する基盤づくり

指 標	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
ホームページ訪問者数(月間)	46,000人	80,000人
地域ケア会議の年間開催数	年10回	年12回

【市民アンケートによる成果指標】

基本目標	指 標	基準値 (令和3年)	目標値 (令和8年)
基本目標 1	しあわせのまちづくり計画認知度 (「よく知っている」「ある程度知っている」を選択した合計の割合)	20%	30%
基本目標 4	福祉サービスの利用に関して不都合や 不満を感じた割合	17%	10%

※次回の市民アンケートは、令和8年に実施予定

